

第百十二回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和六十三年五月十二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十一日

井上 裕君

補欠選任
二木 秀夫君

五月十二日

井上 裕君

補欠選任
野沢 太三君

福田 幸弘君
山岡 賢次君

野沢 太三君
宮崎 秀樹君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

村上 正邦君

大浜 方栄君
梶原 清君

藤井 孝男君
志吉 裕君

多田 省吾君

大河原太一郎君
河本嘉久蔵君

齋藤栄三郎君
斎藤 文夫君

坪井 一字君
野沢 太三君

福田 幸弘君
二木 秀夫君

宮崎 秀樹君
矢野俊比古君

山岡 賢次君
山本 富雄君

鈴木 和美君
丸谷 金保君

国務大臣

内閣総理大臣
大蔵大臣

内閣参事官
兼内閣総理大臣
官房会計課長

内閣総理大臣官
房審議官

総務庁長官官房
審議官

兼内閣審議官
経済企画庁調査
局長

外務省アジア局
長

外務省欧亜局長
外務省経済局長

外務省経済協力
局長

外務省情報調査
局長

大蔵政務次官
大蔵大臣官房総
務審議官

大蔵省主計局次
長

大蔵省主税局長
大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

本岡 昭次君
塩出 啓典君
和田 教美君
近藤 忠孝君
吉井 英勝君
栗林 卓司君
野末 陳平君

竹下 登君
宮澤 喜一君

河原崎守彦君
本多 秀司君

増島 俊之君
勝村 坦郎君

藤田 公郎君
長谷川和年君

内田 勝久君
英 正道君

山下新太郎君
佐藤栄佐久君

角谷 正彦君
斎藤 次郎君

水野 勝君
足立 和基君

平澤 貞昭君

事務局側

大蔵省国際金融
局長

国税庁次長
農林水産省経済
局長

郵政大臣官房審
議官

常任委員会専門
員

保家 茂彰君

内海 孚君
日向 隆君
塩飽 二郎君
木下 昌治君

本日の會議に付した案件

○昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保
を図るための特別措置に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保
を図るための特別措置に関する法律案を議題と
し、前日に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志吉裕君 何をもちて財政再建というのか、財
政の対応力をあらわす指数は何なのか、しばしば
ここでもやりとりが行われましたけれども、いま
ひとつ不鮮明です。私はこれをはっきりさせたい
なと思うのは、次の財政目標をどうするのかとい
うこととかかわっているのではありませんかとい
う行われたんだと思うのですが、ちよつと振り返っ
てみますと、そのときどき都合よくこういうも
のが使われていると思ふんですね。大平内閣は
財政再建をテーマとして登場したときの内閣です
が、このときは公債を発行しないで済む財政体

質というような表現をしていたようですが、中曾
根内閣のころから公債というのが特別公債に変わ
りまして特別公債依存体質からの脱却、さしずめ
公債から特別公債に変わったのは、公債の幅が狭
くなくて政治的に越えなきやならぬハードルを低
くしたという意味合いでもあるのかなと、こうい
う感じもいたしますが、幸いというか、今の状況
ではとりあえずの財政目標が達成されるという状
況で次を考えるとする場合に、このところは
もう少しはつきりしておいた方がいいという感じ
がしますので、大蔵大臣、改めてこの問題にひと
つ見解を述べてくれませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その問題につきまして
は、先だって以来御議論がございまして、私もそ
ういうことを御質問がございまして、これはまことにこ
ももともなことでございまして、実はたまたまの
ところ、従来から考えておりました六十五年度特別
公債依存体質からの脱却ということが現実になり
そうになつておるので、何とかこれを現実の事態
にしたというところに、現実がそれを実現するこ
とにもございまして、さで次に置くべき目標は何か
ということになりますと、もうこれも御承知のよ
うに、まず建設公債をそれではどうするかとい
うこともございまして、先般来これもいろいろお尋
ねのございまして、先般来これもいろいろお尋
ねのございまして、あるいは国鉄の清算事業団が最終的
にやはり何がしかのものを、今の試算では恐らく
十兆を超える負担を残すというふうなこともござ
いまして、それらを総合して次の財政の整理の目
標をどこに置くべきかということが大変に複雑な
問題でございまして、かたがた、中長期の成長ある
いは租税の弾性値等々のこともある程度はやはり
仮置きをしなければならぬいかもしませんが、
そういうふうなことがたくさんございまして、

ただいまのところお答えを明確に申し上げることができない。御質疑の意味は極めて重要であると思ひます。私どもも時期が来ますとこの問題は当然取りかかなければならないテーマであると思つておりますが、ただいまのところ申し上げることができませんということを御理解いただきたいと思ひます。

○志吉裕君 これは抽象的に言おうと思へばできるんですが、早い話が、きのうも館参事さんかのお話を聞いていましたら、六十五年度脱却なんていうんじやなくて六十四年中に終わっちゃうかもしれぬよと、財政審の委員をなさつていらっしゃるんですが、割合に調子のいいお話がありました。それほど恐らくこしはくらくの税収は好調なものという見方をなさつていらっしゃるんですね、きつと。

六十二年がどうなると、ここじやちつとも言わぬ。すぐもう先に締め切りが来ているのにまだ主税局長がちつとも言わぬけれども、きのうの毎日新聞を読んでいたら、大蔵省の試算によると補正予算後三兆円を超えるなんて、あなたが試算したんじやないかと思つたけれども、まさかあんな新聞が勝手に書くわけはないだろう。だけれども、例えばそういうものの原資が出た場合にその使い道を考へて、税金に回せと言ふのもおもしろい。借金減らせと言ふのもおもしろいし、ほかの歳出に回せと言ふのもおもしろいというふうな問題がすぐ出てくるわけであつて、こういう場合に次なる財政目標は何なのかということが定まつてこない、我々としてもなかなか勝手が悪いという意味で聞いておつたんですが、どうもこれはなかなかあなたに言わぬようだ。言つておつたに縛られちゃうとか、何かいろいろなことがあるんだらうけれども、それはもう少しじや後回しにいたしましう。

ただ、きのう財政審の参考人は、財政本来の役割といひますか、目標に返ることだという御発言なんかもございましてけれども、今日著しく財政本来の役割がゆがんでいますから、所得再配分機能なんというのはいなくなつていらっしゃるんじやない

かという批判だつてあるわけですから、それらのことといひずればこれは新しい目標の設定で論議をしたいと思ひますが、しかし何となく税金が好調なんで財政目標が達成されそうなきやうな話なんです、そんなものでもあるまいという感じも一方ありますので、しばしばここでも出ましたが、もう少し少しまとめる意味で来年以降今予想あるいは想定される歳出圧力、歳出要因となるものにはどんなものがありますか。項目でまず挙げてみて下さい。

○政府委員(斎藤次郎君) 実はまだ来年度の予算の概算要求も出てきていないという段階でございします。で、どのようなものが新たな歳出要因になるかについて今確たることを申し上げられないわけでございますけれども、人口の高齢化が急速に進展するとか、国際社会における我が国の責任の増大があるとか、公債残高が巨額でございします。で依然として元利償還費の圧力が多しとか、そういう財政需要の増大が一般的に考えられるわけでございます。そのほか、従来この委員会でもいろいろ御議論がございしましたいわゆる歳出削減に伴う後年度負担の問題、そういう問題もあろうかと思ひます。それらの問題、計数的に全部を把握しているわけではございせんけれども、六十四年度以降も歳出圧力は相当いろいろなものがあるだろうというぐあいには私も考へておるわけでございます。

○志吉裕君 実は私も前にやつたことがあります、これからの財政を考へるときに、一つは大蔵省が毎年出します仮定計算、中期展望というのがあるんですが、あれはおよそ無味乾燥なものでして、ただ毎年数字が何%かずつ膨らんだりしぼんだりして並んでいるんですが、皆さんはわかるのかもしらぬが、あれはだれが見ても一体どのような歳出要因が想定されるのかわからぬ。あれは単純に何割増したとしたりとか、何割減したとしたりとかいふふうなことでしかあらざるものかもしれませんが、しかし少なくとも国民が見てわかるとすれば、こういう項目こういう項目こういう項目

目の後でそれが新しい歳出要因として待ち構えているんだなということがわからないといけません。それがあの仮定計算ではわからないという意味で聞いているんですが、今お話ししましたように、一つは財政再建期間中にいろいろ後ろへ繰り延べたりした部分、それから国鉄の債務、それから今国際的責任というのはいかに言つと途上国の累積債務とか、そういうものが財政へはね返つてくるという意味ですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 国際的責務の増大と申しておりますのは、日本の国際社会における地位の向上等に伴つて、例えば具体的に申しますと、経済援助とかそういうものがふえていくということとございまして、今申し上げた中に私も累積債務の問題を考へているわけではないわけでございます。

○志吉裕君 それから、借入金金利の増大、国債整理基金への繰り入れをどう扱うのかですね。建前は繰り入れるんですが、そつちの方に金が残つておれば入れるほどのこともないという議論もこれはあるわけですし、余計に繰り上げて返すことではないという議論もあるわけですから、余計持つたつてしようがないという議論が出てくるかもしれませんが、これもしかし問題になる。何か衆議院でちよつと郵貯のことなんか議論をしておつたようですが、財政、資金運用部の金がかうまく回らなくなつて財政へ圧力が加つてくるということはないんです。

○政府委員(斎藤次郎君) 財政と一般会計のいわば守備範囲というの、片方は有償資金の運用と、片方はいわば税金を財源とする無償の支出であるということとございします。そういう関係はないと私も考へております。

○志吉裕君 この額は、私なりのものがあります、一応そういうものがある。これは私の想定するだけでもあやうそかにできるものの額じゃない、随分でかいものだ。

このうちの国際的責務の分担の問題はちよつと後ほどに延ばしまして、もう一つだけ大臣と少し

やりとりしておきたいんですが、実は私もきのう参考人等にお伺ひしたんですが、この委員会でもこれから財政再建をどうするか、これからの財政のありようをどうするかというのを考へる場合に、この膨大な繰り延べおける借金、国債をどう始末をするのかというの、これは何といつても一番でかい問題です。ところが、国債必ずしも悪者ばかりでもない。財政には、一定程度の借金を抱えておつても、それはむしろそれなりのメリットがあるし合理的なんだという考へ方がエコノミストの間にあるようです。この間その点について同僚委員とのやりとりがあつて、大蔵大臣は、民間企業が借金をして業績を上げる、配当などに回す、そういうこともあるんだが、納税者から借金をする国の場合となると、国債をひとしく国民が持つていられるわけでもないで同日に論ずることもできないだろうという趣旨の答弁でした。

しかし、もうちよつと私は財政当局あるいは政府がやつてきたことを子細に考へてみますと、いつの間にか四条件と特例債とを区分けをしまして、建設債の方は社会資本の整備に充てられるんだからあながち悪いものでもない、世代間の負担の平準化という観点からすれば、今の世代がつくつたものはつとまた後代の人も使うわけですから、そういう人たちがもつた負担を払つたつていいという考へ方に立てば、そういうふうな借金を残すこともあながち悪とも言えないという論理が登場をして、四条件も基本的には財政法では邪道、ただし書きではあります。本則に比べると例外という扱いだけれども、むしろ例外じゃない、それに正当の地位を与えられたという感じがいたします。正当性が与えられた一つの理論的なものとしては、世代間の負担の平準化という論理でもあるのかなという感じがいたします。そしてさらに、この間もちよつと出しましたけれども、これは赤字国債もみんな同じことですが、出回つた国債、考へてみれば国は——財政は借金する側ですが、国債を買う側はいわば資産をつくる側になるわけですから、そうやっていわば国民

の資産形成あるいはマクロの経済にはそれなりの貢献がある。きのうも参考人との話で、もし国債がのうなつたという話をしましたら、これがのうなつたら大変なことになる、大変なことになるというの、絶えず負つてもらわなければいかぬということになるわけだ、早い話が、長期の金利一つだってそこで決まっちゃっているんだし、というふうなお話でした。そうすると、寄つてたかつて国債有用説というふうなことになるわけでありまして、もしそういう考え方が正当だということになりますと、今の財政法の建前の方が少し世の中に合わなくなってきたわけであつて、この財政法に手をつけようかという日程が登場することにもなる。こういう仕掛けなんです、大蔵大臣、何かその辺に所見がありますか。

○国務大臣(宮澤喜一) 志苦委員から今、いろんなことに制約されずに自由に物を考えてみようというお立場から御発言がございました。エコノミストの中にはそういう考えの方が少なからずおられるわけでございます。これはケインジアンでなくともそういうお方が少なからずおられますし、また金融資産としての国債、我が国の国債は信用がございますから、十分それは信頼できる資産であるということも本当だと思います。

ただ、私の立場は大蔵大臣でございますので、やはり一般会計の二割の金額を国債費に充てるということ、いかにも財政が弾力性を欠いておるといふことは、これはもう実感として間違ひがございせんし、この二割という数字は現在高が動いていきませんとなかなか実額としては減らないという性格を持つておりますということから考えますと、何しろやはり発行額というものはできるならばなしにしていきたい、そうでなければ現在高を減らす方法はないわけでございますから。というふうに、やはり考え方はどうしてもそういうふうに基本的には考えていくべきであらう。

ただ、その際に、おっしゃいますように、建設国債というものはそれなりの積極的な意味を持つておりますから、つまり国債残高を減らさなきゃな

らないという大切な命題と、あるいは何か別の理由で建設国債を発行してでも社会資本の整備を図らなければならぬことの緊急性というものがあつて、その両者をどういうふうに通算するかという問題は私は時としてあるだろうと。どういふ場合でも建設国債は悪であると言へるかどうかが、それは選択の問題であらうという程度には私も考えております。しかしできるならば、国債残高を将来に向かって減らしていくためには、新規に発行をしないという考え方はやはり基本としては持つていくべきではないか。それは財政法の方はやはり考え方ではよろしいのではないかと、うに私は考えております。

○志苦裕君 もう少しこの議論を進めてみたいと思ふんですが、財政の対応力の問題も議論がありまして、財政の対応力とは何だということに関連をして、何せ予算の中に二割も利払い費がどつかりとあぐらをかいておつたんじゃないか。なかなかほかの政策選択をしてみようといつたつて融通がきかない。非常にもう財政の対応力がな。そういうあぐらかいてるやつを整理して、これをもう少し自由度、自由な幅を持ちたいというのが財政の対応力。そうすれば、いつでもどこでもころへでも出動ができるという意味なんだろうと思ふんですが、しかしどうでしょう、なるほど国の歳出の中に二割どつかりあぐらをかいていますから、実質八〇%が予算になつていくわけだ。地方財政分というものは、結局地方公共団体がそれを使つて橋をつくつたり道をつくつたりするわけですからこれは同じ意味です。あれを何か皆さんは邪魔者にするようなことを言うけれども、あれは同じです。どかが使うだけであつて、国民の側から見ると、国民は住民なんです、あれが多いからといってちつとも財政の対応力の問題じゃない。

そんなわけで、八割でしょう。この八割というものが実質予算だとすると、これが何年も続いておるわけですね、事実上。何年も続いておるの、ではそれが予算の総額だと、利払いというものを別建てで考えたとすると、八割というものが実

質予算。最初から八割分の予算編成をするというふうな考えればそんなに窮屈な話ではなくなつてくるんですよ。そんなに窮屈な話ではなくなる。

(委員長退席、理事梶原清君着席)
ひよつとすれば経常収入で十分賄える、おつりがくるといふ構造になる。問題は、その八割を別建てで考えることができるか——これは考え方の方の問題です、別建てで考えることができるかということですね。そこで私はこの利払い費の性格だと思ふんです。利払い費は全くむだかというところでもないんです。利払い費は国民のうちの限られた人にはあるけれども、限られた人の収入になつてゐるわけですね、収入になる。それはまたいろいろなところに回るわけで、経済としては動いてゐるわけですから、死に金ではないんです。死に金ではないんですが、一般の歳出と違ふところは、特定の人に支出されておるといふことであります。借金をした元金は広く国民一般に使われてゐるけれども、利払い費は国民の限られた人に使われておる。限られた人の資産形成に回つておるといふこの違いに着目をして利払い費の調達の方を私は考えたかどうか。元金は国民一般に使われたんだから広く国民一般が負担をする。これでいいと思ふ。そういう財源の構造を考えればよろしい。

しかし、この利払い費は国民の限られた資産家、これのいわば国債という資産を持つておる人は七割が法人で、そして三割は所得が大体三千万以上のいわば投資家、資産家に集中してゐるわけですから、これはもう大蔵省の資料などを見ますと私の計算では大体所得三千万以上が八割近く持つてゐるんじゃないですか。というふうなことになるんです、この利払い費の財源を資産課税で補うというふうな考えで別枠にすれば、それは会計上の処理はいろいろありますよ、ありますけれども、物の考え方としては、利払い費というのは特定の個人に払われるんだから、特定の人が税金を納めてもらつていけば利払い財源を確保する。元金というものは国民一般に使われたんだから一般がそ

れを払うという発想法で考えれば、私が先ほど言つた八割が実質予算、そうすれば経常収入だけでその窮屈でなくて予算が編成できるという発想も出るじゃないか。そんな考え方はむちゃくちゃですか。(むちゃくちゃだ)と呼ぶ者あり) そんなことないですよ、あなた。どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一) まず現実の事態といたしまして、この国債費と地方財政関係、これは決して地方を悪者にすとかいふ意味ではもとよりございせん。この二つはいわば伸縮がでない二つの項目でございまして、これを除きましてそれを私どもが一般歳出と呼んでおりますことは御承知のとおりでございます。その一般歳出をこのところをいわばゼロシーリング、マイナスシーリングというのをかけてまいつたわけでありまして、それはもう昭和五十八年からゼロ、マイナス〇・一、ゼロ、ゼロ、ゼロ、一・二、こういうふうにごとのところが非常に厳しいわけでございます。と申しますのは、残しました二つの項目がこれはどうしても勝手に抑えられない項目でございまして、それはどうしても伸びます。したがつて、一般会計そのものをある程度抑えようとすれば、残りの一般歳出を抑えざるを得ない、それがマイナスシーリングであり、ゼロシーリングであることは御承知のとおりで、そこに非常に予算のつらいところがある。

こういうことはもう御承知のとおりでございます、そこを、つまり弾力性を欠いておる。それはマイナスシーリング、ゼロシーリングと申しまして、長年、言つてみれば一生懸命やつてきて、ある意味で各省庁もよく辛抱してくれてゐるし、その裏にはおっしゃるやうに後年度負担というふうなことも必然的にどうも出てこなきゃならないこともありました、ともかくそれはやつぱり大変な、どちらかと申せば相当無理な一生懸命の努力であつたこととございまして、その弾力性を回復したいということにはかならないわけでございます。それで、最後におつしましたことは、それ

は一つのお考えかもしれませんが、そのようにして発行された国債金収入は国民全体の利益のために使われておるわけでございますから、その利子負担というものはやはり一般歳入で私は賄われてしかるべきものであらう、こういうふうに考えます。

○志苦裕君 いや、そう言うけれども、私もそう学説を持って言っているわけじゃないので。しかし、私が一番最初に今財政目標を何にするかというのを申し上げましたのは、今の財政は財政本来の機能を全く失つておると、その大きいものに歳出の二割も利払い費が占めている。これはもうここでも議論がありましたように、歳出の二割というのは特定の資産家に支払われるんでしよう。財政は特定の資産家のような者からお金を取り上げて、ない人に回すという機能を持っているんでしよう。所得再配分機能というのは財政の第一番の機能でしよう。これが二割もあぐらをかいてい

るために全く機能を失っているじゃないですか。国民から借金するんだけれども、それは国民一般じゃないんですよ。国民のうちの、先ほど言いましたように、資産家から借金している。逆に言うと資産家の資産形成なんです。そういう側面をいや成なしにこれは持つ。実態はそんなんだ。そして、その原資は広く国民一般から徴収をしている。貧乏人も含めて全部から取って、二割もの歳出というものを特定の資産家の資産形成やそういうものに配分をしておるといふ。事もあらうに、財政がそういう役割を果たしているということに財政担当者ももっと恐ろしさを感じぬといかぬですよ。

その上で、税制の面では、やれ所得税の累進構造が緩和するの、消費一般に課税する間接税が導入されるわ、税財政あわせて再配分の機能をめちやめちやにしておるといふことをどうするかというところが次の財政改革、財政の目標だ。財政改革と言うのであれば、基本的にあぐらかいておるそれをどうするかというのを既存の財政法の枠にこだわらないで、新しい発想でもしない限り

財政改革とは言えない。やつこらやつこらかって昭和二十四年までに借金返していくのも結構だろうが、しかし発想の仕方によつては、そのような財政構造というものを考えることができるんじゃないのかというのを私は提案している。だから、突拍子もない話だけれども、二割は特定の国民に支払われているんだから、それによつて上げられるであらう、上げたであらう資産課税から相当部分というか、それを調達するといふ発想で税なり財政なりの仕組みを考えることは可能だと、これぐらいのことを考えないと、それはあな

た、この財政改革はならぬ。いかがですか。○国務大臣(宮澤喜一君) それはそれとしての御主張でございますから、すぐにそれに対してあれこれ申し上げる必要はないのかもしれないと思ひながら伺つておりましたけれども、結局、公債といふものは実際は転々として金融商品として存在しておるわけでございますから、それを資産階級が持つておるといふふうに考えることは、さあどんなものであらうか。そういうものを持つてい

る人を資産階級という、と言ふのならそれはよろしいんでございませうが、商品そのものは転々としておる、しかもこの商品を持つていふことによつてそれは特別の目的税をかけられるといふことになりましたら、これは商品としての流通性を私は相当やはり棄損するだらうと思ひますし、実は財政のそういう再配分機能といふことは、例えば所得税が累進税率を持つておるといふようなこととどこにむしろ私は求めるべきであつて、今のようないか

がなものであらうか。しかし、それはいろいろ御承知の上、お考えの上でおっしゃつていらつしやることでありませうから、一つの御意見として承つておきたいと思ひます。○志苦裕君 しかし、私が非常に気にしておるのは、この財政の本来の機能が、先ほど申し上げたようなことで、本当に喪失をしておると、これをどうするかといふことを考えることが最大の課題だ。ただ、あぐらかいておる国債利払い費を減らしたいなという同じそういう発想であつても、今

言つたような考え方で対応すべきだと。それには既存の枠にこだわらない発想が必要だといふ意味で主張しました。あと時間なくなつちやうたな、総理のあれもありますので。

先ほどのこれからの歳出要因としての累積債務問題、もう既に一兆ドル、一兆二千億ドルぐらいになつていゝんですか、というふうな途上国の債務が累積をされていゝ。いろいろなところでいゝんことがやられていゝそうですが、これはやがてそれぞれの国の財政にはね返つてくるということとを軽く見ておいてはいかぬのではないかと。もちろん全体でいゝますと公的資金よりも民間資金がまだ多いけれども、しかし、だんだん公的資金のウェイトが、何といゝますか、そのうちに逆転するんじゃないかといゝ感じがしますが、そう

なつてまいりますと、経済、財政に大きな影響を及ぼしてくるんですが、重ねて幾つか聞きますが、累積債務の発生要因をどう見ておるのかといふことと、日本のいゝわば債権を地域別にちよつと云つて言わねえといゝがね。日本の金融機関の債権といゝものはどういゝ地域に幾らある、まずこれ聞かしてくだされ。○政府委員(内海幸吉君) まず第一の御質問で、債務累積問題の発生要因はどういゝことかと

いゝこととございませう。第一には、開発途上国側の要因、つまり大變積極的な国内開発計画等によりまして、これが財政赤字とか、あるいは輸入急増の要因になつたといゝことがございませう。それから第二に、先進国側の方では第二次オイルショック後に景気が一般的にかなり低迷しまし

て、開発途上国の輸出の伸び悩みという形でこれが反映したといゝことがございませう。それから第三に、開発途上国の主要輸出品である一次産品の価格の低落、これは第二の要因から来るものでございませうが、価格の低落。それからさらには、一九八〇年代初めの金利の高騰による

利払い費の増加といゝようなファクターが複雑に絡み合つていゝものと考へておられます。先ほど我が国の民間金融機関の対地域別の残高といゝこととございませうが、これは昨年末で見まして、LDC全体で見ますと約七百七十億ドルぐ

らいでございませう。そのうち中南米が一番大きくて約四百億ドル、それからアジアが三百億ドル弱でございませう。それから、アフリカが五十億ドル強、大体そんな感じとございませう。○志苦裕君 これはまた総理がおいでいただいたときにちよつとやりませうけれどもね。今のお話のように、累積債務の発生要因をどう見るかによつてそれぞれがどんな対応をするかにもかわつてくると思ひます。今の局長のお話ですとね、石油価格の下落とか一次産品の値下がりとか、あるいはそれとG7以降の為替の変動とか、特に金利ですね、そういうふうなものなん

でしようが、局長も答えられたように、借りた側これは貸した側にも私は問題があると思ひます。貸した側にも、それは金の貸し借りですから、貸した側が当てが外れる場合もあれば、借りた方が当てが外れる場合もありまして、大體発生要因をひとつ考へてみると、OPECの価格の値上げで産油国にわつとドルが集まつちやうた。一方で先進国は不況に陥るわけですから、膨大なオイル

をほとんど持つておる。アジア・インドネシアがその次の順番あたりにいくようにすけれども、ということはいわゆるアメリカです。今聞いたら何のことではない、日本も中南米に一番余計残高があるというところがわかりましたけれども、それはともかくとして、大臣あれでしょう、この間のG7でこのことが議論になってIMFなり、あるいは世界銀行なりの役割、いわば国際機関の役割というやうなものが相談もされているやうで、あなたも何だかそのところで言ったやうで、これからこの問題に対する国際機関なり日本政府の対応をちよつと申し上げてくださいます。どういう対応が考えられるのですか。

○国務大臣(宮澤喜一) これはちよつとぐねぐねしたことを申し上げるのでもございますけれども、現実は今債務を負つておる国と銀行団とが交渉をしているという事態があらにたくさんあるものでございまして、不意なことを言いますと債務国の立場を非常に強くしてしまつたということがございまして、当然のことながら、そこをまず用心しておかなくいけません。ということが一つございまして。

それからもう一つは、IMFがいろいろ交渉に際して債務国に今後のいわばとるべき政策としていろいろのアドバイスをする、そのアドバイスがなかなか当然のことながらきつものですから、債務国としては素直にそれを簡単に聞けるやうな状況にない。そういうことから、全体を甘くしますとどうしても問題の解決に当面害があるやうな要素があるものでございまして、発言というものはおのずから大変に慎重で、かつぼんやりしたものにならざるを得ないということがこの問題のどうしても逃げられない一つの制約であるわけです。

私が一般的に申しましたことは、結局交渉というものは個別にケース・バイ・ケースにならざるを得ないし、どうしても債務国側のやっぱりと努力というものはこれは欠くべからざることであるが、しかしそれはそれとして、それはまず前提として

おいて、もう少しIMFとか世界銀行というものがこの問題について一対一国の銀行でなく、国際的な問題としてもうちよつと立ち入つてもらえ、我が国などの立場はラテンアメリカとはかなり遠い国でありますけれども、国際機関の国際的な努力に日本としても応分の寄与をするということ、これは国民的にも非常に受け入れやすいので、そういう努力を国際機関としてもすべきではないか。それに対しては日本も応分の寄与をしたい、こういう意味のことを申ししたのであります。

○志吉裕君 済みません。時間が出て済みませんでした。これでやめますが、実はまあ先ほど今後の財政の歳出要因で斎藤次長の答弁がありまして、ODAは頭に入れているが累積債務のはね返りのことは考えていないと言いましたが、もちろんそのはね返りがODAという形で対応する部分が相当大さくなるんだらうと思ひます。ですから、これはいづれにしても、今大臣のお話がありましたが、国際機関が国際的対応をするといつても国際機関が金を持つていられるわけじゃないでして、これは必ずそれぞれの、特に先進諸国、債権を抱えた国の財政に戻つてくるということを経く見しておいてはいかぬだらうという指摘だけして質問を終わります。

○多田省吾君 まず、私は官澤大蔵大臣にこの財源確保法そのものについてお尋ねしたいと思ひます。言うまでもなく、この法案は財政法の形骸化以外の何物でもございせん。これを十年以上におつた政府は提出を続けてこられたわけですから、大臣はこの状況を率直にどう感じておられるのか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 十年余りにわたりまして財政法の特例としてこういうことを毎年御審議をお願い、お許しを得てやつておるといふことはもうまことに残念なことでありまして、本来財政法が想定をしたところではないといふことは御説のとおりと思ひます。

ただ私は、このよつて来るところを考えますと、やはり二度の石油危機というものがあつて、石油を一切産出しない我が国が世界のうちでは最も見事にそれに対応したといふやうなことで、その後の円高に對してもそういうことを申し上げられるかもしれないが、それはやはりこういう財政が出動をしてこの事態に對したといふことがあつて、かつて力が大きかつたといふやうに考えております。

したがしまして、過去においてこういうことをお許し願つてやつた努力は、そういう意味では決してむだになつてはいない、むだではなかつたと存じておりますが、そのいわばツケと申しますか、当然の結果がここにあらわれておる。幸いにして、我が国の経済はしかしそういう幾つかの危機を乗り切つて現在の状態にございまして、できるだけもうこういうことは早くやめなければならぬし、また、やめる時期が近いといふことを祈りつつ努力をいたしておるということでございまして。

○多田省吾君 今年度は三兆一千五百十億圓をこの特例公債の発行限度額とされるやうであります。が、昨年度よりも一兆八千三百億圓減額されていゝるわけにございまして、六十五年度は赤字国債ゼロに近づいたとされております。これも結局はここ一年余りの景気回復あるいは土地暴騰、財テクブームあるいはNTT株の売却益、こういったものに頼つてこういう結果になつたわけにございまして、私は本来の財政再建とはいひがたい、このやうに思ふわけですから、もう今までも、ここ数年來の子算を見ますと、福祉、文教予算あるいは中小企業対策予算等が非常に圧縮され切り捨てられていゝるやうな姿がございまして。

また、本年の予算委員会以降、和田議員等から再三指摘されておりますやうに、一般会計から五十七年度以降、特別会計へのツケ回しあるいは地方自治体への負担押しつけなどが当局の発表によつても少なくとも一兆三千五百億圓以上に及ぶ。そのほか国債整理基金特別会計への定率繰り入れ停止分が十二兆九千億圓もあると、こういう

ことがございまして、すんなりと財政再建が行われているとはいひがたいのでございまして。いわば見せかけの財政再建だと言わざるを得ません。このことに關しまして大臣はどうお考えになつておりますか。

○国務大臣(宮澤喜一) 先ほどもお尋ねがあつて申し上げましたやうに、この財政再建に当たりまして、いわゆる一般歳出は昭和五十七年以來ゼロまたはマイナスといふことで昨年度まで参つたわけにございまして、その間にありまして社会保障関係費は必ずプラスでございまして、マイナスになつた年はございせん。それだけの配慮はいたしてきつたつもりでございまして、しかしそうは申しまして、さてここで特例公債が仮に二年後に、二年たちましてやめられるといひしてしまつても、過去からの後年度負担といつたやうなものあるいは国鉄の清算事業団の債務とかいろいろなもの、これはこのゼロシーリング、マイナスシーリングの陰で負担として生じておるわけにございまして、なかなか財政が再建されたといひ上げる状態にはまだほど遠いといふことは申し上げなければならせん。

○多田省吾君 大臣は今社会保障費はマイナスになることはなかつたとおっしゃつておりますが、これは当然でございまして、もう当然増が福祉予算においては毎年相当に多いわけですから、その当然増さえも相当圧縮してきつたわけにございまして、私はその点を含めてこれは大変な圧縮じやないかと、このやうに申しつたわけにございまして、まあそれはそれといたしまして、大蔵大臣は財政再建の次の目標に觸れまして、個人的には国債費の一般会計に占める割合が高過ぎる、国債費の二割といふのはきつんだといふことで、これをまず減らしたい、次に国債依存度も下げたいといふやうなことをおっしゃつておりました。

昨日の参考人陳述でも、先ほど志吉委員が申されましたやうに、経済学者の松田参考人へございまして、政府資産をできるものからNTT株の売却のやうに行つて、それによつてやはり国債残

高を下げた方がいいんじゃないかと。そうすれば国債の利払い費も自然に下がってくるわけでございまして、私たちもそういうことで今までいろいろ研究したこともございます。大臣も御存じのように、今まで民営化された会社についての株式の公開とか、あるいは今現在ある公団についての株式の特種法人を洗い直して民間移行できるものは民間移行する、そういったことでやはりN.T.T.株のように利用すれば私は国債残高は相当減らせるんじゃないか、このように思いますが、こういう考え方について大蔵大臣はどう思われますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) できるものはできるだけそういう方向で考えたいと思っております。

○多田省吾君 できるだけ考えたいとおっしゃってありますが、このように思うわけでございます。例えば日本たばこ産業株式会社を初めとする民営化された会社の持ち株公開の問題とか、あるいは公団等のそういった民営化を進めるための公団等民営化審議会の設置とか、こういった具体的な作業に入らなければいかんかと思っておりますが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、財政の方からいいますと大変に望ましいことではございますが、今現にございます公団等々は、やはりあいつ形をとるとすることが必要である、何かの理由があつてあいつ形をとって仕事をしておられるわけでございまして、民営化できるものとできないものがやはりあるというところは、これは当然のことながら事実でございまして、私どもとしてはできるものからできるだけやっていきたいと、多田委員の言われるように考えております。

○多田省吾君 それから、国債の六十三年度末の残高は百五十九兆円に達するわけでございまして、とりわけ赤字国債の残高はそのうち六十九兆円になります。これを我が国の未成年の人口三千五百万人から計算いたしますと、一人当たり百九十七万円にも達します。今後これを六十年償還ルールで償還されていくわけでございしますが、御存じのように借換債の問題ではこの前大蔵議論がありま

した。

この借換債というものは、今回の法案におきましても第二条四項、五項にありますように、赤字国債の借換債の起債は極力行わないように努め、起債した場合にはその減償に努めるとの努力規定も置いているわけでございしますが、この努力をした姿が全然見られないのでございまして、この点に關しまして大臣はどう考えておられますか。

○政府委員(斎藤次郎君) 私どもも特例公債の償還につきましては、十年の期限が来れば満額償還するという原則で当初お願いをしたという経緯もありまして、できるだけ早く償還をしないかぬというところで努力規定も置いていたのだいて、その懸命な努力をしようとしているわけでござい

ます。

現在の財政状況で申しますと、特例公債の借換債を發行しないということではそれだけ現金償還がふえるということではございまして、現在、現に新規の特例公債を發行している財政状況でござい

ますと、現金償還を行いますとその分だけ新規の特例公債の發行がふえるということではござい

う経過もありまして大変残念に思っているわけでござい

ます。それというのも、大蔵省の予算編成がここ数年おくれにおくれているわけでございまして、私どもはまず第一に、やはり財政法のとり、予算編成は十一月に終わって十二月には国会に新予算を提出するのが本来建前ではないか、このように

思っているわけでございまして、四月十八日に記者団との懇談で、この問題では知恵を絞ってみたいと竹下総理もおっしゃつておられたそうでござい

ます。概算要求基準等も一カ月ぐらい早めてもう来年度からはこの十二月に新予算案を国会に提出する、そういう方向でいかれたらどうか、このように強く要求するものでござい

ますが、この点、大臣はどうお考えでござい

ますか。

して、どうしても予算編成には相当の時日を要するわけでござい

ます。そういうことから、従来財政法の制定以来十二月中に提出をしているということができないという事情にあるということ

を、まず事務的な立場から御理解をいただきたいと考

えます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今のうちに、仮に十一月に予算編成を終われということになりますと、予算編成の作業は多分五月初めから始めなければなら

ないということであると思ひます。現在の国会の御審議は、仮に早く提出いたしますれば年度末までに予算を成立させていただきますと思ひるのでありますが、その他の法案の御審議等々がその後でござい

ますけれども、これが仮に十月とか十一月というときになりますとその間、実はその時間というものをいけば政治的には空白というが大変にむだな時間をお願いしなきゃならぬということにもなりまして、それらのことがこれはある意味で何十年の習慣でそういうふうになっていることがなつてしまったんだと、もう一遍それを新たに直せばいいんな新しいことが考えられるんじゃないかとおっしゃればそれはそうであるかもしれないと存じますけれども、各方面にそのような実情がございます。

○多田省吾君 いろいろ理由おっしゃいますけれども、我々参議院改革の面から考えましてもこういう事態を長く続いていることは甚だ遺憾であります、また今度週休二日制が定着いたしまして土曜閉庁というふうなことになりますと、ますます審議がおくまされて参議院に会期末にしつ寄せが来る、参議院本来の審議ができない、そういう姿にますますなりかねません。こういったところは憲法問題にも関係することでございますが、やはり大いに努力していただかないと困る、このように私は思っております。

次に、小口金利の自由化について先月の日米円・ドル委員会でも日本側がその実施をこしの秋と約束されたという報道もございしますが、この点はどうかでございますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 預金金利の自由化につきましては前向きに推進してまいつたところでございまして、ただ、その反面におきまして金融の秩序、信用秩序に混乱をもたらすようなことはぜひとも避けなければならぬということでございまして、慎重に進めている観点もあるわけでございまして、最初に申し上げましたように、自由化というのは世界各国は既にほとんど自由化を終わっておりますので、我が国としてもどうしてこれはやり遂げなければならぬことだと考えている次第でございます。

そういう中で、先ほどお話がございましたようにアメリカとの間で円・ドル委員会が開かれまし

て、その際にアメリカ側からも日本の自由化の進展はどうなっているかという質問がございました。それに対しては、これまで三年にわたつて春秋春秋とやっておりますので、この秋にもまたそういう方向でやることを検討していきたい。具体的の中身ににつきましては、この四月一日からの預貯金利に対する税の影響等でまだ十分資金シフトその他が見えきわめつきませんので、その様子がほぼ確かめられる六月ぐらいに何らかの方向、具体的な中身を明らかにしたいというふうな米側に説明したわけでございまして、そういうこととで現在考えているというところでございまして。

○多田省吾君 先ほど指摘がございましたが、昭和六十二年度のいわゆる税の自然増収の問題でございます。補正後も二兆五千億円とも三兆円とも言われるような自然増収があると言われておりますけれども、大蔵大臣は前に、これは自然増収があれば国債の減額に充てるんだ、こういうお話で、一兆円ぐらい赤字国債の減額にまた充てるんじゃないかというふうなことも報道されたことがございまして。

昨日の参考人陳述におきましても、財政審の会長代理である館参考人から、自然増収は国債の減額に充てた方がいけれども、絶対に全部そうしなければならぬということじゃなくて、やはり所得税減税、減税の財源等もあり得るんだと。また、経済学者の松田参考人も、必要があれば政治的意思によつては自然増収を減税に回してよろしいんじゃないか、こういうような陳述もされておりました。

私もやはり税の抜本改正の前に、所得税減税等は与野党の約束もあるんですから、今国会に切り離して所得税減税等を行うべきではないか。その財源としてはやはりこういった税の自然増収を使つてもいいんじゃないか、こういう意見を言っているわけでございまして、大蔵大臣はこれをどう思われますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 仮にある程度の自然増収が出ました場合に、まず三税につきましては三

二%を地方に交付しなければならぬわけでございまして、それからそれを減額いたしまして、残りにつきましては私としてはやはり減額できる程度で発行予定の特例公債の減額をいたしたいと考えております。それは先ほど多田委員が言われましたように、特例公債そのものが財政法の本来認めるところでございまして、十年年やってきたことについておしかりがあるのはごもっともなこととございまして、増収がございました場合にはその分だけ特例公債を発行しないと、後年に利子の負担を残さないということが私はやはり財政としてあるべき姿であろうと存じます。

○多田省吾君 昨日参考人がおっしゃつていたように、必要があれば政治的意思によつては減税に回してもいいんだ、こういう意見に対してはどう思いますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは多田委員御自身が御指摘になられましたように、特例公債というものは本来発行することは原則でないわけでございまして、発行しないので済むという方法がありまして、あらゆる手段を講じて発行しないというところでなければならぬと思ひます。

○多田省吾君 それでは、減税には全然回せない、全部赤字国債の減額に充てるんだと、こういうお考えですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは突き詰めて申しますと、減税財源として特例公債を出すかということになつてまいりますので、それは私どもとしてはやはり避けなければならぬと思ひます。

○多田省吾君 我々が従来主張しているように、税の自然増収というものはやはり国民が税を払っているんですから国民に減税として返すのが当然じゃないか、これが私は正論だと、このように思ふんです。たゞたゞ大臣はこれは否定されております。大変残念であります。

最後に、これからの財政再建についての見通しですね、昭和六十五年赤字国債ゼロという姿が実現したならば次はどうするんだ。いろいろ言われましても、私はまず、建設国債の発行に

ついても漸減しまして、相当早い機会に、今の国債依存度一五・六%ですか、早く一〇%以下まで引き下げる、これが第一。

それから第二には、やはり大臣もおっしゃつておられるように利払い費が非常にかさんでおりますから、早い機会に国債残高を対GNP比二〇%程度まで減額する。今は四十%になっていると思ひます。

この二つぐらひは例えば七十年代前半ぐらひにこうしたいとか、そういう具体的目標を立てるべきじゃないかと、こう私は思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いずれにいたしましても、特例公債をやめることができるという見通しが立ちました段階で、今仰せになりましたような幾つかのことを検討しなければならぬということと存じます。その際、建設公債をどうするか、それは原則として、これも金利負担を生ずることは特例公債と同じこととございまして、しかしその建設国債を発行する必要があるかどうかで内外に要請があつて、社会資本の充実というふうなことでございまして、どつちを優先的に考えるべきかというふうなことは、あるいは考えなければならぬことはあるかもしれないと思つておりますけれども。

それからもう一つは、GNP対比で国債の残高をこのぐらひにすべきだということとは、実はGNPそのものが将来に向かつてどのぐらひになるかというところを、今の我が国の体制では五年ぐらひ先よりはわからないことになつておりますもので、それから、その辺のこともいろいろ仮置きもしなきゃならぬかもしれません。いずれにいたしましても、そのようなことを総合いたしまして、先の段階で考えなければならぬと思つております。

○多田省吾君 最後に私は、やはりイギリスやあるいはヨーロッパ諸国でもこのような財政赤字というものは相当縮小されてきておりますし、アメリカもそういう努力を払つております、日本が今一

番財政赤字でずさんな姿になっているわけですが、いますから、やっぱり一日も早く立派な財政再建、また財政の対応力を復活するために、おきまして、も、また国民生活を向上する意味におきまして、こういう財政再建は目標を立てて、鋭意努力していかねばならない、その方策を政府に立てるよう強く進言いたしまして、質問を終わります。

○吉井英勝君 一九三七年から四五年の終戦の年までですか、第二次世界大戦のときの日本の戦費を、一般会計の中の陸海軍省費、軍需省費、徴兵費、臨時軍事費等を合わせてみますと、一般会計の中では千七百五十四億二千八百万円、これを一九八七年ベースに換算いたしますと三十六兆百六十二億円、こういうことになろうかと思いますが、これを賄うために当時赤字国債——長期債を発行したわけですね。長期国債残高が一九四五年の終戦の年で千四百億、これを日銀の卸売物価に係る戦前基準指数によつて八七年価格に換算しますと二十八兆七千億円、さらに名目残高分の名目GNP比で見ますと一九四六年が三六・三％で、八七年度は四三・九％となると思うのですが、まずこの点、これでよろしいでしょうか。

○政府委員(斎藤次郎君) 戦費につきましては実は突然のお尋ねでございまして、的確にお答えできるかどうかわかりませんが、井上、宇佐美両氏の共著による「日本資本主義の構造」というものに基づく御質問の数字だろうと思ひます。その資料に基づく限り、あるいはその価格換算についてその方法をとる限り、御指摘の数字のとおりになります。

○吉井英勝君 さて、一九八八年の国債残高は百五十九兆円ですが、ですからこれは第二次世界大戦の戦費の四・四倍、当時戦費を賄うために発行された赤字国債の五・五倍という、こういう数字になつてこようかと思うのですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(斎藤次郎君) 国債についての今お尋ねだと思ひますが、数字の比較では換算はいろいろ

ありますけれども、一定の前提を置きます限り、そういうことになろうかと思ひます。

○吉井英勝君 一九七五年から赤字国債の大量発行を始めて以来、いわば平時に戦時の財政運営と同様のことを進めてきたという、こういう見方もできようかと思ひますが、以前から我が党がよく指摘していたとおりのことが今日財政危機を深刻にしたのであり、この点では財政政策上の失敗であつたと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(斎藤次郎君) 国債残高のGNP対比等の御議論でいろいろ言つておられますけれども、実はGNPのいわば推計方法とか、例えば実際には昭和二十年には全然推計値がないというやうなことでございまして、方法論についていろいろ問題があるというこのほかに、当時は非常なインフレが進行中でございまして、GNPを分母とした公債残高の比率を見ますと、例えば昭和十九年を見ますと、これもあくまで推計値でござい

ますけれども一四・三％、それが二十一年には三六・三％というぐあいに非常に毎年変動いたしております。したがって、こういういわばGNPの推計方法も確立されていない、あるいはインフレが非常に進行している時代というものと今日の時代を比較して、直ちに戦時経済よりもひどいというやうな推論はいかがかと思ひます。

ただ、私も現在の財政運営が正常なものであるというぐあいに考えていないことは、従来しばしば申し上げていることでございまして、○吉井英勝君 後藤さんの本なんかではあれはGNPの一・九倍ぐらゐの計算を挙げておられたかと思ひますが、七五年からの赤字国債の大量発行によつてやはりいよいよ今日の財政危機を深刻にしてきたという点、この点での財政政策上の問題という点について先ほど私は伺つたのですが、この点どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 第一次の石油危機が起こりましたのが七三年でございまして、昭和四十八年でございますが、その翌年から国債が発行されたわけでございます。その後第二の石油危機があ

り、さらに円高というやうなことがございましてこの十何年であつたわけですが、日本経済が、石油を少しも産出しないにもかかわらず、世界の中で一番この危機を上手に乗り切つたというところは定評のあるところでございます。それはいわば財政がそういう対応をしたということと決して無関係ではなかつたと考えております。雇用の問題を見ましても、国民生活全体を見ましても、ともかくこゝまでこの幾つかの危機を乗り切つたということについて、これは世界でもやはり一番いゝわばパフォーマンスがよかったというところは疑いのないところでございまして、それは財政の負担において行われたということだと私は思つております。

したがって、これだけ経済がよくなりましたら、もうそういう財政の赤字国債発行というやうな慣習は何とかしてなくしたいと、また現になくせる時期が視野に入つてきたと思つております。ですから、そういうことにしたいと思つておりますが、過去十何年間を顧みまして、国の国民生活あるいは経済社会を全体として考えますならば、私は間違つていなかったという判断でござい

ます。

○吉井英勝君 赤字国債の六十五年発行ゼロの話はまた後ほど触れますが、七五年に赤字国債の発行ではなくて、これはやはり後年度において随分大きな負担を生み出すものでありますから、軍事費の削減とか大企業優遇の税財政の是正とか、公共投資の本身そのものを国民生活重視型に転換するとか、国民本位の財政経済運営に切りかえるべきだということを当時から我が党は主張しているわけでは

ない。

さてその後、国債の残高はどんどん積みもつてこれは大変だということで、国債依存からの脱却といつて臨調行革をやつて、一昨日も当委員会でも議論がありましたように、文教費ですと臨調行革始まつて七年間でマイナス〇・七％ですが、この文教費削減を初め、中小企業で二・九％のマイナスとか、社会保障関係は実質マイナスと

か、軍事費だけは四三・一％伸びておりますかね、やはりそういうやり方が国民の暮らしの力なり内需を枯らしめて、財政危機の打開の条件を一層困難にしてきたということが言えるんじゃないかと思ひます。

そういう中で、軍事費だけはどんどんふやして世界第三位ですが、国債発行もそれに伴つてどんどんふやしたんですね。第二次世界大戦時の戦費の四・四倍というところで、いよいよ財政危機を今深めているわけですが、昭和六十五年の赤字国債発行をゼロにしたとしても赤字国債の残高がゼロになるわけじゃもちろんないわけでありまして、財政危機は依然として深刻だということ、こういうことはまず御認識いただいているとは思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 先ほど大臣が御答弁されましたように、現在赤字国債の残高が相当巨額に上つていまして、これについて何とかしていかなくやならぬという認識は持つておるわけでございます。先ほど来の御議論を伺つておりますと、あたかも防衛関係費の増がその原因であるかのように私もちょっと受け取れるわけ

でございますけれども、日本の防衛関係費というのは根づこの額で申しますと三兆七千億でございまして、総額五十兆をはるかに上回る中で非常にウエートは低いわけでございまして、これは先進国の中の防衛関係費のウエートを見ても飛び抜けて低いというところでございまして、私どもは、毎年度の予算編成で防衛関係費の増が予算編成の圧迫になるということは、全く考えていないわけでございます。

○吉井英勝君 さつきも言ひましたように、私は軍事費だけ挙げてないんです。大企業優遇の税財政制度の問題とか公共投資の本身の問題も触れておりますので、全体の中での議論なんです。しかし、そういう中で赤字国債残高がゼロになるわけじゃなくて、これは大変な問題ですね。その点は大変だと思つていらつしやうと思ひますが、そういう財政危機の中でもさらに軍拡と大企業減

税を進めるものとして新大型間接税を今やほり考
えていらつしやるんじゃないかと思ひますが、こ
の点いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一) どうも我が国の経済、
財政というのは、今吉井委員の言つてらつしやる
ようなことになつていないように私も思つて
おります。

○吉井英勝君 そこは大臣と考へ方が異なるとこ
ろといひまして、去る四月七日の予算委員会
で我が党の上田議員が指摘しましたように、世界
史を見てまいりますと、大型間接税が持ち出され
たというのは第一次大戦のときと第二次大戦の
ときと、第二次大戦後のときとあります。そし
て、戦争の時代から戦後経済の時代ですね。そして
参議院の方では、一昨日、国保改悪案が審議要求
を無視して議決という事態であります。健康保
険の本人負担の導入、これは東条内閣のときに見
られたんですが、それ以来です。本人負担や国保、
社会保険通じての保険料負担増など、医療保険制
度の改悪というのはまさに戦時の財政運営のやり
方、こういう見方ができるかと思ひますが、この
点いかがですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 数次の国保改革につ
いての御指摘でございますが、医療費につきましては、
医療費はだれかが支払わなければならぬというこ
とでございます。仮に本人負担がなくて国が払
うということになれば国はそれを税金で払うとい
うことでございます。したがって、どなたに負担
をいただくかということが一つ。それから、金額
本人負担がない場合にはどうしても医療費がこれ
はいろいろ趨勢的にかさむという事実もございま
す。そういうことを総合的に勘案して、国会で御
審議をいただいて成立を見せたいのでございま
す。ございまして、私も社会保険の改革の一環
として大変意義のある制度だといふぐあひに考
えてゐるわけでございまして。

○吉井英勝君 赤字国債を発行してどんどんど
ん国債残高がたまっていつて財政危機だ、大変
だといふ中で、数年前には健保改悪、本人負担の

導入、今度また国保問題でございますが、こうい
ふな医療保険制度のやり方もちやうど戦中に見
られたやり方、国債の発行も戦中のやり方、大型
間接税もいつもこれを持ち出した時期という
のは、戦争の時期に大体世界的に見ましても各国
でそういう例が見られるわけですね。

こういう点では財政法案に打ち出されてゐるも
のというのは、赤字国債の発行といひ、国債依存
体質といひ、またこういう健保制度改悪による受
診抑制で浮かしての国庫補助の削減といひ、さら
に国保改悪から大型間接税に至る問題といひ、今
政府が進めていらつしやることというのはまさに
平時にあつて戦時国家財政の仕組みを持ち込んで
いるやり方だ、こういうふうにかがえるんです
が、いかがですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 私どもは全くそのよう
に考へてはおりません。

○吉井英勝君 これはそう考へていらつしやるな
いといふことでございますが、しかし私の方は、
これは今のやり方というのは余りにも異常であ
る、平時にやるべきことじゃない、こういうふう
に思ふわけですね。戦争の時代の国家財政の仕組
み、そういうやり方を持ち込むべきでないといふ
ことを申し上げておきたいと思ひます。

さて、国の財政として考へるときには、一般
計での国債依存だけじゃなくて、政府保証債、貸
付金、資金運用部資金などで経営されてゐる事業
団の債務などについても見ておかなければならま
せんが、そのうち今国鉄関係の事業団の債務残高
は幾らになりますか。

○政府委員(斎藤次郎君) 国鉄清算事業団の持
つてゐる長期債務等、総額二十五兆六千億ござ
います。

○吉井英勝君 新幹線保有機構とか東日本、東海、
西日本、貨物、その他関連で三十七兆二千億ぐ
らいの残高ですか。

○政府委員(斎藤次郎君) そのとおりでございま
す。

○吉井英勝君 これは一例として国鉄関係を今ちよ

つと挙げましたが、これらの三十七兆二千億の中
のかんりの部分で償還不能が生じたときにどうい
う対応をされますか。

○政府委員(斎藤次郎君) この二十五兆六千億に
つきましては、それぞれ土地の売却をやつていく
とか、あるいは株式の売却をやつていくとかい
うような処理の方法を考へておるわけでございま
す。そういうものを時期を見ながら最終的な国民
負担をどうするかということは今後決定してい
く、そういう段取りになつてゐるわけでございま
す。

○吉井英勝君 百五十八兆の国債の元利償還の問
題がこれから出てまいります。今挙げました国
鉄関連のほかにも空港公団その他莫大な債務残高
に対応する元利償還という問題が今後出てくるわ
けです。このことに対して今のお話を伺つてお
いても、これからいふことでどうも見通しをお持
ちじゃない、そういう感じがするんですが、いか
がですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 国鉄の清算事業団が抱
えてゐる長期債務等につきましては、閣議決定で
今後の土地売却とかその他の売却収入を見て最終
的にどうするかを決めていくというところは明確に
述べられてゐるわけでございまして、先ほどその
他空港公団の債務等とおっしゃいましたけれど
も、空港公団の債務等につきましては明確な償還
のめどが立つておるわけでございまして。

現在そういう意味で具体的に償還のめどが立つ
てゐないのはこの国鉄清算事業団の債務、今国民
負担になるものとして試算されておるものは、
この額もちやうど変動いたしますが、十三兆八千
億でございますが、この額についての処分方法につ
いてはこれから検討課題ということになつてお
るわけでございまして。空港公団等の債務とは全く
性格を異にすることだけは申し上げておきたいと
思ひます。

○吉井英勝君 私は、空港公団その他といふこと
で、政府関係の事業団その他合わせますと随分こ
れは一つ一つについて議論しなきゃいかぬ、よく

精査しなきゃなりません。単純に言つてゐる話
じゃございせんから。しかし、その他合わせま
して膨大な債務であるわけですね。それは成田に
しても何にしても随分大変なわけでございます。
今、今の国鉄のお話にもあるように、債務残高に
ついてはこれからいふことですが、百五十九
兆の国債の元利償還にしても、またこれらの問題
にいたしましても実際のところまだ見通しをお持
ちじゃない。

そうした中で国債費の定率繰り入れ停止措置と
いふのは昭和五十七年の補正以来七年連続です
ね。NTT株売却益収入についてそれを全額基金
に入れないで一部を無利子貸し付けに流用して、
昭和六十二年間で各一兆三千億の流用といふこと
で、それでも売却益は約三兆六千億残るので、繰
り入れ停止していても年度末基金残高は五兆四
千億確保できるとしてゐるわけですね。しかし、
繰り入れ停止といふのは結局将来の償還財源の先
取りといふことになりまして、基金の枯渇を早め、
そして償還制度を事実上崩壊させる道になるわ
けですね。財政負担の平準化、財政膨張への間接
的歯どめのこの役割にも大きな支障を来すとい
う、そういうものにならうかと思ふんですが、そ
の将来の償還の見通しもあいまいならば、それに
備えて少なくとも必要なこの減債基金の問題につ
いてもこういう繰り入れ停止の措置、その他のや
り方といふのは余りにもそういう問題を生み出す
ものじゃないかと思ふんですが、この点いかがで
すか。

○政府委員(斎藤次郎君) 国債の問題につきま
しては、清算事業団の債務の先ほど申しました十三
兆八千億とは全く性格を異にすると思ひておりま
す。

一つは、特例公債の残高につきまして、六十年
償還というルールでやつてゐるという問題は別に
いたしまして、四条債については六十年でちゃんと
償還をするという原則どおりきちんとやつてお
るわけでございまして。

それから、定率繰り入れを停止しておりますのは、N T T株の売却収入があった等で、定率繰り入れを行わなくても十分に国債の六十年償還ルールでの償還が毎年きちんと行えるということではないかと、国債の長期債務と国債についての定率繰り入れの停止とは全く別の次元の話でございまして、私どもは国債の償還につきましては減債制度を今までもきちんと守っておりますし、今後ともきちんと守っていくという所存であるわけでございします。

○吉井英勝君 あなたの話を伺っておりますが、この国債残高がいかにあるうとも、今は全く万々歳で、全く心配ないという、こういう話なんですよ。で、昭和六十五年年度赤字国債発行がゼロ、これが財政再建の一里塚である、あたかも深刻な財政危機が緩和されたような言い方をされるのは、私は非常にうまくないと思ふんです。

それどころか、この財確法案のこういう定率繰り入れ停止その他のやり方というものは、今の話ですともう万々歳という感じがしますが、何らめどが立たないどころか、ますますこの危機を先へ先へとツケを先送りするだけのことで、いよいよ深刻になるだけのものであつて解決にならない、私はこういうふうに通うんですが、最後に大臣、どうですか、この点。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、やはりこれだけの国債残高を抱えておるといふことは、毎度申し上げておりますとおり一般会計の弾力性を非常に損なつておりますので、何とかやはり解決をしていきたいものだと思つておりますことはおっしゃるとおりでございます。さしずめ新規発行というものをやめたいと。そこから始めたいと思つておりますが、なおその後、財政再建についてどういうふうに通うべきかは、いろいろな要素を勘案いたしまして真剣に検討しなければならぬと思つております。

○野末陳平君 やがて到来するこの高齢化社会を支える財源としては、やはり行き着くところ間接

税にしか頼らざるを得ないんじゃないかと。そういう点で、結論には賛成する人が多いと思ふんですね。そこまではいいんですけれども、それならばいつそのこと、この新型間接税は福祉目的税にしてしまつた方が受け入れられやすいといういろいろそういう話も聞いたり、そういう御主張も一部にあると思ふんですが、大蔵当局としてはこの間接税を福祉目的税にしてしまつたか、どういふところで問題が生じてくるのであろうか、その辺のところを少し説明してほしいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 現在取り組んでおりますところの税制改革は、税体系の中で所得、消費、資産、この均衡のとれた税制を構築するというところでございします。その中の一部のものを特定の歳出に充てる、その歳出の財源確保のためという見地とは現時点におきましては別のものとして考へてございします。そうした福祉目的税的なとらえ方は現在はいたしておらないところでございします。

基本的には、やはり特定の使途、目的というものに特定の税を充てるということになります。政策の優先順位に従つてすべての歳出を組み立てていくという財政の一般論としては、資源の適正な配分をゆがめ財政の硬直化を招くことになるのではないかと、これまでもたびたび申し上げているところではございしますが、これまでの考え方ではございします。

○野末陳平君 確かに財政の立場からいへばそのとおりで、フリーハンドにしたい方がいかに決まつていふでしようけれども、しかしそれだつて、これは単なる増税というような印象を当然与えるわけですね。今回は少なくとも増税にならないように配慮するといふ、大蔵大臣かねてからの主張がありますけれども、これは万一としても、今後税率を上げなきゃならぬという事態がいずれ起きるかもしれないし、そういうときにもやはり福祉という目的がはつきりして、ここからの収入は福祉に重点的に使つたということが明らか

になつてゐる場合と、漠然ととにかく増税だといふのでは大分受け取る側も違ふと思ふんですね。もちろん税率をいすれ上げるとか、そういうことを言つてゐるんじゃないかと、導入する時点で、そもそも間接税から生じる収入はやはりこの福祉に使うんだからというところを、はつきりさせておくといふことも非常に理解を求めるために必要の一つではないかと思ふんです。これをどういふ形で打ち出すか別として、あくまでも今のうちに特定の目的などをはつきりさせないで、という考えにこだわるのは果たしてどうかという点で疑問を持つんですが、改めて今度は大臣にお聞きしたいんですが。

○国務大臣(宮澤喜一君) いろいろ深い御高察のもとに御質問であることはわかつておりますが、ただいま社会保障関係費といふのは一般会計で十兆円をちよつと超えておると存じますが、福祉目的といふことになりまして、さてその福祉のうちどの部分をいふばこの目的税が背負ひ、それでは足りない、十兆を超えるといふことでございします。一般会計はさらにそれ以外にどういふ部分を負担していくのかと、いふば野末委員のおっしゃつていらつしやいますことを少し具体的に検討してまいります。これで全部をカバーするといふことであります。問題がないかもしれませんが、そこでございしませんだけに、どの部分を将来に向かつてどういふふうにかバーするかといふことを少し詰めてまいらないとならないという問題がございします。

それからまた、これは毎々申し上げますとおり、私どもの将来に向かつての長期経済計画がないといふこと、あるいは福祉についての、したがいまして政府が有権的にいたします計算がないといふことに関係するのであります。将来国民がどれぐらいの給付を望んでおられるかによつて負担といふものは決まつていくと思ふのでございします。その辺についての政策が決定されておられます。そうして、恐らくは負担は税及び社会保険料といふことにならうと思ふのでございします。

も、その割合といふものもしたがつて決まつておりませんので、保険料の形で負担をした方がいいと考へられる国民もかなりおられるでございします。そういうことについても実は決まつたものがございせんものですか、御質問の示唆しておられるところは私ども十分わかりつつ、現実の問題としてなかなかそういう政策決定に至りたいと、一般に目的税に伴ひますいろいろな問題がございします。そのような問題がございします。

○野末陳平君 ですから、福祉と僕は簡単に言つていふけれども、非常に中身は複雑で、また福祉のどの部分にこの間接税を充てるかといふことはやはり非常に難しいところだつても、いすれにしても今後福祉面の財政需要がどのぐらになつていくかといふことは、先ほどの国民の負担率も含めてやはりある程度の二十年、三十年先までの計画が出てきて、それとあわせながらこの間接税も考へていかなければならぬんじゃないかと思つてゐるんです。初期の売上税のところはもう確実に高齢化社会を支える財源というふうな面が強く出ていたように思ひ、このころは所得、資産、消費のバランスのとれたようにいふのでちよつとそちらの説明も変わつてきていますけれども、いすれにしても福祉にお金がかかるという点ではかなり国民の理解はもう行き届いてゐる。となると、やはりどういふふうにお金がかかるかといふところをはつきり説明するものも今チャンスだらうと思ふ。その場合に、大臣おっしゃる通りに税で負担するか保険料で負担するかといふ問題も出てくるでしようから、ひとつ今後福祉の面でどういふふうにお金がかかつていくかといふ、その辺ももう少し議論をしていく、あるいは大蔵省も国民に説明をしたらどうかなど。

というの、そちらから発行されるいろんな資料を見ますと、その部分の具体性がちよつと欠けてゐるに思ひますので、それを注文のよう形でお願ひしておきたいと思ひます。終わります。

○委員長(村上正邦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

午後一時開会

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、福田幸弘君が委員を辞任され、その補欠として野沢太三君が選任されました。

○委員長(村上正邦君) 休憩前に引き続き、昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志苦裕君 どうも総理、御苦勞さまでございます。審議中の法案からちよつとそれますが、国政上の大事な問題について、一、二まずお伺いをいたします。

まず、奥野発言問題ですが、国内外にわたってだんだんエスカレートをしていくことは大変遺憾なことであるが、総理は奥野発言の何が問題になっているのだと認識なさっていますか。

○国務大臣(竹下登君) 私も私なりの情報収集と、それから私自身が各報道機関の報道ぶり等を一生懸命で読んでおるという事実——事実そうやっておるわけですが、で、私に限って申し上げますと、外遊から帰りました、参議院本会議において御質問をいただいたところから公式な発言を申し上げておるわけですが、私が政府全体としての考え方をまず申し上げて、そこで、答弁に当たりましては、法律は文部省関係の法律の趣旨説明の際でございましたもの、あえて当該大臣からお答えをいたします、こう申し上げたのは、奥野大臣も出席要求があつて出席し

ておられたからそのように申し上げたわけであり、まず、それに対して奥野大臣が、大筋を申し上げます、前段において、私も政府の考え方と同じ考え方の上に立っておりまして、そして後段、速記録等を精査した上で不適切なものがあれば適切な措置をとります、こういう趣旨の御発言でありました。そして、その中間にいわゆるライシヤワー元大使の歴史上の分析に関する翻訳された著書の一部が引用された、本日、その時点から考えてみますと、いわばその部分が政府の述べております見解と離れたものではないかということが大きな論点になっておるのではないかと、このように認識をいたしております。

○志苦裕君 きのうの本会議での総理の答弁も慎重に伺いました。戦前の日本の行為が侵略であるという厳しい国際的批判を受けている事実を政府としては十分に認識する必要がある、まあ少し迂遠な言い回し方でありまして、あるいはこれを竹下流間接話法とでも言うのかもしれません、と、りようによつては、総理御自身のあるいは政府自身の主體的な判断を避けているようにも受け取れる、あるいはいさゝか感ぜられたけれども、かつての戦争で日本に侵略の事実があつたという認識は既に政府見解としては決まりがついておることなんでしょう。

○国務大臣(竹下登君) 私も先輩の皆さん方のこの問題についての発言を全部整理をいたしてみましたが、一番新しいところと申しましょうか、近いところで、一昨年九月十六日の衆議院本会議における中曽根総理大臣の発言、この「太平洋戦争」云々「これはやるべからざる戦争であり間違つた戦争である」、中国に対しては「侵略的事実」は肯定することはできないと私は考えておる、という考え方が、基本的に私も考えておる、というふうな整理をしてみただけでございます。○志苦裕君 ですから、今のお話であれば、日本に侵略の事実があつたという認識は中曽根総理の口を通じて政府見解になつた。

いうことをお伺いしたんですが、いろいろ問題の認識の仕方もあるうと思いますが、かつて我が国の行為で被害を受けた国あるいは人々の痛みがまゐるのだから、いかにやむを得ないことがあつたとしても、国内あるいは政府、日本と区切る問題にするのであれば、今ほどの総理の御発言がありました、いわゆる奥野発言が政府の見解と離れたという点に総理はお触れになりましたけれども、これに関して言えば、日本政府の閣僚の一員であるにもかかわらずあえて侵略はなかつたという政府見解に反する発言をしていふこと、奥野氏が依然としてかつての戦争を日本の侵略ではなかつたという認識を持ち続けていることはこれではつきりしましたが、しかし特に我々が議会として問題にするのは、彼は日本政府の閣僚の一員であるということになるわけでありまして、その閣僚の一員が、いわばかつて我が国の行為で被害を受けた国の人々の痛みがわからない、このいわば国際感覚の欠如ですね、あるいは人間性ひいては国務大臣としての適格性が問題になるわけでありまして、このことに長く時間が使ひませんが、奥野氏を閣僚の一員に加えた竹下総理にもその責めは及ぶものというふうには私は考えます。

そのことを踏まえて、総理は内閣の長として、責任者としての確な対応を行うべきだと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘のとおり、閣僚の任免権、これは私にございます。したがって、奥野国務大臣を閣僚とし、そして国土庁を所管する国務大臣として適当であると考へたから私が任命をしたわけでございます。したがって、奥野国務大臣の行為につきましては私自身に責任があることであるというふうに、これも問題意識を整理をいたしております。

今、同時進行でございますので、内容は定かにわかりませんが、本会議で奥野大臣が、少なくとも私と同席しました本会議場において、政府の見解と交わりはない、そして自分自身に不適切な言葉があれば適切な措置をとるといふことが言われておりますので、今はまさにその段階にあるというふうに私は考えております。

○志苦裕君 とまあ、現実には政治の問題にもなっており、国際的な問題にもなっておりますので、国会は国会なりの対応をとるべきであり、同時に、今総理自身が奥野氏を任命したのは私であるという発言に見られますように、総理がこのことに自分の責めを含めて深刻に考えておられることはよくわかりましたが、こういう問題が長々と、どんどんどんどんエスカレートする、早い決着を総理の責任においてつけるように、私は強く要望いたしておきます。

第二に、これもちよつとあれですが、総理はヨーロッパへ行かれてロンドンスピーチをなさいました。このロンドンスピーチにおいて、まあ竹下ドクトリンとも言うんでしょうが、国際協力構想を示しまして、三つの分野に分けてお話が あつたようでありまして、このうち第一のカテゴリーに入りまして、紛争解決のための外交努力への積極的参加、要員の派遣、資金協力などを含む、新たな「平和のための協力」の構想を確立し、国際平和の維持強化への貢献を高めると述べておられますが、これはいかなる意味ですか。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる国際協力構想で、一、二、三といひまして、第一は「平和のための協力強化」であります。

我が国は平和を国是としており、憲法上も軍事面の協力を行使しないことは御承知のとおりであります。しかし、我が国が世界の平和について拱手傍観すべきでないことは申すまでもありません。私は、我が国としては政治的及び道義的見地から、なされる限りの協力をを行うべきであると考へており、「紛争解決のための外交努力への積極

的参加、要員の派遣、資金協力等を含む、新たな「平和のための協力」の構想を確立し、国際平和の維持強化への貢献を高めてまいります。」これが第一でございまして、そして文化交流と経済協力問題が二、三であるわけでございまして。したがって、私がロンドンスピーチの中で「要員の派遣」という言葉を使いましたのは、地域紛争に係る国際的平和維持活動等に対する文民の派遣を念頭に置いたものでございまして。

さらにもう一つ念頭にあったとすれば、あおしてアフガンの撤退ということが合意されたわけでございまして、そうなるとその後国連において、いろんな監視とかあるいは時にはサセスジョンとか、そういう機構が稼働するであろう。そういう場合に、やはり日本もただ腕をこまねいておるだけではなく、文民の派遣ということも積極的な協力の一つになるではないかということが念頭にあったわけでございまして。

○志吉裕君 この点について確認をしておきますが、いかなる意味においても自衛隊の派遣、要員としての協力というふうなものは我が国においてはあり得ないと確認してよろしいですね。

○国務大臣(竹下登君) まさに、文民の派遣を念頭に置いたものであったということを重ねて確認の意味において申し上げます。

○志吉裕君 これに関連をして、ボンの記者会見で今後のアジア問題のテーマを挙げ、とりわけアキノ政権支持の問題に触れておられます。一方、実はレーガン・アメリカ大統領がフィリピンに対する多国間協力構想というふうなものを提唱しまして、フィリピン再開発援助計画というんだそうでありまして、百億ドルプランで、アメリカは銭がないから余り出さないが日本とドイツでよろしく頼むという、原資の面ではそういう内容にもなっております。アメリカは、間もなく到来するフィリピンとの基地協定というふうなものに苦慮をして、ある意味では戦略的な観点でフィリピンへの協力、援助というふうなものを考えている、あるいは肩がわりを日本に求めている

という状況があるわけですが、とりわけアキノ政権支持の問題をボンでクローズアップさせたのは、そのような今私がいろいろ申し上げたことが念頭にあってのことでありまして。

○国務大臣(竹下登君) これは特に、今次訪欧において各国首脳との会談は友好的な雰囲気の中で進められたが、今後トロン・サミットに向け総理の所見いかんという質問がございました。そこで経済問題等を申し述べて、そして自分はアジアの立場というものを表明しなければなりません。トロン・サミットにおいてはアジアから唯一の参加国の責任者であります。

そこで、それに対してはオリンピック支援を含む朝鮮半島問題、ASEANなかんずくアキノ政権の問題、カンボジア問題ということをお願いし得て昨年の暮れ行かせていただきましたときに、ASEAN首脳会議の中でも話されました。

いわゆるフィリピン政府、国民が進めておる新たな国づくりへの努力を強力に支援していく、それはアキノ大統領のリーダーシップのもとで行われておるそのことである。そして多国間協力による対比援助、これは先般シグール国務次官補が訪日いたしました際に、米國としてはアキノ政権支持の強化のため、対比支援についての国際的努力の可能性につき検討中であるという話があったわけでございまして、またその具体的な提案があつておるわけでもございまして、政府も今日までもこのフィリピン援助問題は現実に行つておること

でございまして、まだそういう具体的な提案というふうなものを承つたわけではございません。

○志吉裕君 今ちょうど総理はいみじくもお触れになりましたが、シグールさんが日本にも来ておるいはドイツ等にも行つておるんでしょか、このレーガン構想、百億ドルプランというふうなものについての根拠を行つておるといふ事実が一方にあるわけであつて、そしてもう一方で総理が特にアキノ政権支持の問題を取り上げた、これはそれなりに脈絡のある出来事だ。私は一般論とし

て、いわゆるODA一般にわたる問題あるいはフィリピンに対するこの自立努力に対する我が国の積極的な協力の問題、これをとやかく言つておるのではありません。しかし、今アメリカ・レーガン大統領が出ておられるフィリピン支援計画というふうなものは何分にも非常に戦略的な観点で生臭いわけでありまして、我が国のODAなりという開発協力の基本は、別に法律はありませんけれども、人道的観点、相互依存ということ、いさきか安撫上の観点や戦略的な観点は、結果として別としてありまして、しかし直接そのこと自体を目標としてはいていないという一貫した政府の方針から見ても、少し生臭過ぎるんじゃないかという感じがしたのでお伺いしたんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 恐らく先生は、フィリピンには米軍の基地もあるし、したがって戦略的意図というものが感じられるんじゃないかと、こういう背景でお尋ねがあつたことだと思つてあります。が、我が国といたしましてのいわゆるフィリピン、対比支援というものは、おっしゃつたようにあくまでもこれは民生安定ということに基づいて、それが我が国だけでなくグループ的に広がつていくならばこれはそれなりに私は意義があることであらうと思つておりますが、基本的方針として民生安定ということでありまして。

○志吉裕君 実は午前中も大蔵大臣を相手にしてこれからの我が国の財政にどのようなものが大きな歳出圧力となつてくるだろうかと議論などをお聞きいたしました。実はこの途上国の累積債務問題ですね、あるいは広く言えば、国際的貢献の問題というふうなものが相当の歳出圧力となつてくるだろうというふうな議論もしておつたこととありまして、今のたまたまフィリピン援助計画というふうなものと、私どもが財政のこれからを検討している議論したことは密接に今かかわつておるわけですから、そこでただしてみたいところでありまして。

なお、これに関連して一つだけ申し上げておき

ますと、この間宇野外相が中国へおいでになりました九百十五億圓に上る円借款の供与を表明なさつたという記事を見ました。もちろんそこにそうなるには相手国政府とのさまざまなレベルでの話し合い、折衝が繰り返されてのことなんでしょうけれども、実は常々苦々しく思つておるのは総理や外務大臣などが特に途上国の旅先で得意気にODAの供与を約束する、仮にそこに外交ルートでのさまざまなレベルの折衝があつてその成果を発表するものでありましようが、それを供与する日本国の国民あるいはまたそれを受ける相手側の国民にとつて非常に嫌な印象を受けるのは、成り上りの金持ちがその辺に行つて思いつきの金をまいてくるようなそういう非常に嫌な印象を受ける。本来ODAはそういうものであつてはいけないんです。今国会とのかかわりはばかに薄けれども、しかるべきレベルで供与する日本国民の側も自分の税金を出すのでありますから、それはそれでちゃんと承知をしておる。供与を受ける相手側の国民も、それにちゃんと参加をして自分の国の自立的発展に参画できるというふうな条件の整わないという手土産を配るようなやり方はいかぬものかということを、またしても感じたのであります。これはこれからもしばしば出てくる。

我が国のODAは今事業費ベースで一兆五千億圓ですが、国際目標で〇・七%まで持つていきたい。できれば一%までということになれば防衛費をしのぐ額になつてくればくるほど財政圧力も高まるわけだし、と同時に、今言つたそういう問題にもきめ細かい注意が要するというふうに考えるのですが、総理どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 気持ち非常に共通するところがございます。

例えば一例を申し上げて、我が国のODA予算は百億ドルを超えて、アメリカのそれを超して世界一位になりました。こういうことを仮に演説原稿の中に見ましても、それは素直にそういう表明をすべきこともございまして、所と場所によつ

ては思ひ上がりというような印象を与えてはならぬという気持ちに、今度それを供与する際の問題になりますと、私もかつてそれを下から積み上げていく担当におったこともございませうけれども、やはり最終的にそれが合意し発表されるのは両国の責任者が集まった際だということになりますと、外交上のタイミングの問題としてそういう場所になるのかなと、それもあるいは外交上重要なことではないかなというふうには思いますが、少なくとも今お言葉をおかりすれば成り上がり者があつていつて何の下からの積み上げもないものをそのところの機軸で配って歩くというふうな印象は与えたいけないと私も思つておりますので、あくまでもそれは国会等においても予算審議の際あるいはこうした法案審議の際にいろいろな議論をいただく中で可能な限り、それは最終的にファイジビリティ・スタディーをしたものがどこまで達するかという問題は別としても、そういうことを明らかにしながら、それは最終的な決着をつけるのは責任者同士でございまして、そういう印象を与えないことがむしろ私も心がけていかなきゃならないことだろう。私も同感でございませう。

○志吉裕君 この問題は終わりにしますが、いすれにしても日本の国際的地位がそれなりに大きくなつていくわけで、それにふさわしい国際的な責任も求められておるといふようなことはよく理解をしておる。それだけに開発協力等についても積極的な対応をすべきですが、しかし、それは手づかみであつていいというのを言っているんじゃないんでありまして、絶えず効果の検証も必要であります。

財政圧力となるがゆえに、これはありようも含めていすれまた改めて議論をしたいと思います。が、しかし基本になるのは、いかなる意味においても軍事的側面あるいはハードな安全保障上の観点で取り上げるべきでないというのが我々の主張でもあり、また政府もそのような観点ではござい

ませんと言つておるのですが、外務省はいますかな。なぜODAが日米安保事務レベル協議で取り扱われるのですか。

○政府委員(英正道君) 一部の報道で、先般のハワイにおける日米の安保協議におきまして、経済協力問題が安保問題と並んで取り上げられたというふうな報ぜられておることからの御質問と思ひますが、この協議はもちろんな安全保障問題を協議するための協議でございまして、その際にい々ゆるバードン・シニアリング、負担の分け合いといひますか、そういう考えがアメリカの議会を初め国内で非常に強くなつておる、そういう趣旨が米側の出席者から述べられた。その関連で先ほど総理からも御答弁ございまして、平和国家としての日本の経済協力面での貢献といふものが大事ですといふような話があつて、そういう観点で話がつたまたま経済協力に及んだといふこととございまして、経済協力の問題をこの協議の場で討議したといふことではございませう。

○志吉裕君 そういふあなたがおっしゃるようなことを栗山外務省議官は述べたといふ記事もありますが、そうでしょうか。いすれにしても、安保協議の場で取り上げられるべき性格の問題ではないといふことは強く指摘しておきます。

さて、財政問題、税制問題に入りますが、まず財政問題で一つだけ総理に伺ひますが、実はこの委員会もきょう三日目になります。宮澤さん初め大蔵当局といひろいやりとりをしていられるうちに、どうやらここの二、三年の税金が思つたよりも伸びたので六十五年には特例公債の発行はゼロにしたいといふ一つの財政目標は随分と実現可能性が強くつた。去年の今ごろとかおとししたあたりが随分つから見て、大分ここに出ておられる大蔵大臣以下緩んでおるんですね。

それはそれで結構なことだと思ひますが、しかしそれほど甘いものでもないぞと、後ろにはオオカミのようなものがたくさん控えておるといふ厳しい議論もいたしましたが、いすれにしても一つの目標が実現するとすれば、すぐにもう次の目

標を立てて財政改革に取り組みたいかぬといふことは当然のことなんで、それはどうなつておると言ふんですが、あちらをうかがひ、こちらをうかがひして、ちよつと何かあれば、減税に回せとか言ふものだからなかなか用心深くお答えにならないんですが、総理、大蔵省の答へに一つは目標はまず何と達成できようか。しかし、これは財政目標のすべてではない。財政のありようからすると、まだとんでもない速く話です。だけれども、一つの目標を踏まえるといふべきは、これは目標を構想するといふことではない。これはやっぱり場当たり的な財政運営のそしりは免れないといふことになるんですが、総理も大蔵大臣を長くやつた方ですから、あなたは次の財政目標は何だといふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(竹下登君) にこにこしておるではないかといふこととございしますが、そういうことを言われるようになったといふのは御協力のたまものでございませう。私がここへ出ましたころは、とも六十五年し得るはずはないではないかといふおしかりを受けておりました。その御鞭撻があつたからここまで来たのかな、感謝にたえざるころであります。

さて次の目標は、申すまでもなく、まずはいわゆるこの赤字公債依存体質からの脱却が行われたら、今度は公債残高を減らしていくといふことをやはり考へていかなきゃならぬといふことを言ひ続けてまいりました。そのための手法として何が考えられるか。やっぱり従来どおりのいろいろな御鞭撻をいただきながら歳出の削減、あるいは整理合理化なども申します。そうしたこととも考えなきやならぬでございませうし、そうしてまた安定的財源といふものも考えなきやいかぬだろう。そういうことによつて、国民に対するサービス、質を落とさないながら、後世代にツケ回しになる累積債務を減していく努力といふのが次の目標ではないかと思つております。

○志吉裕君 ただ、随分経済も複雑多様になつてますから、一本調子で残高を減らす、少しでも余

裕が出たら削れるところはみんな削つて一切残高減らしに回るといふだけでいいかどうかなります。これはやっぱりそれで議論があると思ひます。が、大蔵大臣の答へも、何だか知らぬが何兆円だか税収が仮に上がったとすると全部借金返しに回したいといふようなことを言つておられますが、こつち使つてくれといふこととだつてあるわけでは、減税に回したらどうという意見等もあるわけでは、これはやっぱり総合的にもう少し多面的な財政目標といふようなものが樹立されてもいいんじゃないか。残高減るだけでいいかと言つてきのう参考人の先生方に聞いたところ、この世の中から国債残高がなくなると困りますといふ話もありました。百兆円も十兆円もぐるぐる回つていまして、それはそれなりの経済的な効用を果たしているんです。資産形成に回つていりだからなくなつたら困ります。銀行がパンクしますといふ話が出ないわけでもないです。やね。そういう意味では、もう少し慎重に多面的な検討を急いで、早く財政目標を設定してもらいたいといふことも総理に要望しておきまして、税金問題に入ります。

政府税調が中間答申を出しまして、私は率直に言つて、新聞論調もありましたが、たまたま台としての中途半端でありまして、ちつとも結論は書いてないといふやうなだけども、マスコミの論調等によるといふと、政府が急いでおるの政治日程に合したもののようだというのが専ら観測です。やね。で、総理も旅先でお話しになつたり、また、帰つてこられてにわかには与党自民党の税調の作業が慌たしくなつたりして、今後の日程も早まつたり遅まつたりする感じが受けるんですが、改めて総理の口から、野党三党と与党で合意している六十三年度減税も含めて、いわゆる与党筋の言つて、政府の言う抜本改革のこれからの日程なり手続といふふうなものをあらましお話しただけです。

○国務大臣(竹下登君) 政府税調というのは内閣

総理大臣の諮問機関でございますので、しかし現実には大蔵省、自治省それぞれが具体的に詰めていただいておりますのでございますが、あらましという形容詞もついておりまして、あらましくで申し上げますならば、そもそも本当はあつべき税制の姿というものを諮問申し上げておりますので、こつちからいつまでという期限をつけるものじゃないという考え方の上に立つておるわけでございます。そこではいろいろな資料要求等に対して説明しますから、税調の先生方もおよそこれぐらいなところで中間答申を出して、さらに小委員会でも詰めていくかというようなことも、こちらから要請するのではなく、自主的に運んでいただいておりますのがまさに現実の姿でございます。

そういったしますと、これに基づいてやっぱり法律を出すか出さぬかという話があるかと思つてあります。これにつきましても、私も二つの点において神経を使つておりますが、一つは、期限をつけたものではないから、早目に出てくればそれに基づいて作業をして可能な限り早く出さなければならぬという意味において、いわゆる議院運営委員会に説明します提出予定法案の中で検討中のものという中に入れて、今日まだその中に入つておるわけでございます。それから、だんだん、今志苦さんおっしゃる通りに、この手順からいつであるいはこの国会に間に合わないじゃないか、こういう懸念とありますが、そういう御質疑も伺うことが時にございますが、しかし一方、もう一つはいわゆる国会の中において各党間の話し合いにおいての政策担当者会議というものが存在しておつて、そして会期中に結論が出るよう努力するという約束がある限りにおいては、やはりそれを受けて立つだけの姿勢は持つていなさやならぬということからいたしまして、検討中のものというところに今日依然として法律そのものはあるわけでございます。

したがって、やはり私の方からいついつとということをお願いする立場にはございませんだけに、

国会でも随分税の議論をちやうだいしておりますので、各方面の議論を聞きながら、それこそ最も適当な時期に可能な限り与野党の皆さんの納得を得て、賛成していただいてという意味ではございませんが、合意の上で法律案が提示できるようにしたいものだと思つておるところでございます。

○志苦裕君 あなたは言語明瞭、意味不明とおつしやるが、今のところはわからないね、何分お話しになったけれども、まるっきり意味不明で、与野党の合意を得てというか、得ぬでもいいんですが、出したと。私が聞いているのは、手続はいつにするかと答弁になりましたが、そうすると、日程としては今のところ結局総理自身にもないわけですか。

○国務大臣(竹下登君) 私の願望が皆無であるとは申しませんが、やはりいついつまでという期限を付さないでお願いしたいという立場にある限りにおいては、願望も予見の中へ入つちやいけませんので、意味不明なところがまた意味がよくわからなくないわけでございます。

○志苦裕君 総理、期限をつけないで、いいことを考へてくださいますようお願いしたのは、一つは政府税調ですよ。政府税調の方は、中間とはいへ、こんなことでいかでしようと言つて返事をしたわけですよ。返事を見たら、選択肢が幾つもあつて大事なところは数字がなくて、えたいのしれぬ答申、税調からの返事だつたでしょう。これは中間ですから、また何かいろいろごちやごちやあつて政府税調の方が最終と、結論これですというふうな作業手順にまさかなるのではないんしょう。これは大蔵当局でいいですが、そのところは、何かちよつと今の返事を聞いているうちにわからなくなつちやうした。自民党税調にも返事——これは向こうで諮問しているわけじゃないんだから、あなたの言う、期限をつけないでお願いしたというのはこの話ですか。税調は返事をしたじやないですか。

○国務大臣(竹下登君) いつまでという期限は

付さないで、例えば六十三年度税制のあり方とか、六十二年度税制のあり方とかいうときにはおのづから期限が予算編成までにつくわけでございますが、それこそ所得、消費、資産、バランスのとれたあるべき姿というのは期限は付してないわけでございます。

したがって、今中間答申をいただいて、さらに小委員会等でいろいろ御議論いただけたということになっておりますが、いま一つ自由民主党税調というのがあることも、これは事実でございます。これは政党内閣で、政府、与党一体の立場からこれが大いに機能しなければならぬことであると思つておりますが、自由民主党税調というのはやはり政府税調の進みぐあいというものも十分念頭に置き、一方、やっぱりちよつと今睡眠——睡眠ではございませんが、休んでございませうか、各党の税制協議会というの、あれ死滅してはおりませんし、ちよつとお休みになつておるといふ感じでございます。それから一方、ホットな問題ではありますけれども、いわゆる六十三年度減税問題についての実務者会議も行われておる、そういうこともこれは自民党の税制調査会です。それから、当然念頭に置きながら作業を進めてくれおるといふふうに思つております。

○志苦裕君 あつちこつちでいろんなことをしておるのぢやうとばかり言へぬという返事のお返しです。それはそれ以上言つても始まるので、いづれ税制問題は政府が言い出す言ひ出さぬにかかわらず、我々も真剣に、今の税制がいかにけいじやないんで、議論しなければならぬし、また政府が少し無理なことをして法案でもまとめて、来れば来たなりにじつくり審議を詰めるなければならぬ問題ですから、そう多くはきょうのところ触れません。

総理、皮肉な現象ですけれども、売上税騒動があつて、国民の税に対する関心が大変高められました。ですから、例えば政府なり大蔵サイドが新型間接税を導入するための方策とはいへ、不公平税制というものを税制改革の前面に押し出したわけ

けでしようし、また、税調の中間答申が税に対する国民の信頼回復というふうなことをうたい込んでんだらうし、そういうふうなものの背景にはやっぱり国民の税に対する関心の高まりがあるというふうに見るのが普通だと思ふんです。

こういう背景に加えて、総理もどこかでお述べになつてゐる、国会の答弁でしたかね。今までは税制論議をするといつても財政事情がくつておつて、税プロパーの議論がしにくかつた、幸い今は税本来の論議をできる環境だといふお話もあつたりしました。ですから、私ももうこういう機会に税本来の理念を問うとか、あるいは積年にわたる税制のゆがみを根本的にただととか、国民的合意を形成したいものだといふ念願を持つておりました。これは何が大蔵当局だけの専断特許でも何でもありません、みんなの悲願。こういう悲願のよなものを共通項にしていろんなところで議論したりけんかしたり研究したり努力したりしているうちに、私の見るところでは所得課税における負担の公平確保であるとか、あるいは資産課税の適正化であるとか、あるいは法人課税ベースの見直し等も含めて合理的な法人課税のありようとか、そういうふうな課題についてはまだまだ細部が大分違つていますが、大まかに言葉のうたい文句から言ふ限りでは、大分合意点が出てきてゐるんじゃないかと思ふんです。合意点が出てきてゐるんじゃないかと。

ですから、これに加えて総理みずからが国民各界各層、あるいは政党などの代表と直接話してみるとか、あるいは生臭い連中を抜いて、本場に学者のレベルで税のありようを学問的に詰めるとかというふうな作業を若干補足するとかというふうにしていくと、およそそんなに時間をかけないで合意点が出さうだ。長い論争を重ねた税制改革の大命題はまず一つステップは踏めさうだ。ただ一つ障害になるのは、消費一般にわかに負担を求めるという間接税改革は、間接税の問題にもいろいろアンバランスがあつたり、だれでもそれが合理性があると思つていません。それはそれで

○志苦哲君 あなた、前段の私の言い分に合意したら、後段も大体そういうことに合意するのが論理的なんです。これは私どもも前々からの主張で、我々も税制改革に熱心なんです、これは。長い間にこれだけゆがんでしまつて、ゆがんだというのにもひとりでゆがんだんじゃないです。たび重なるもひとりでゆがんだときに、政府与党が支持基盤の声の大きい方についても配慮をして、そのときはそのときなりの合理性があつたんでしようが、税制改正をする。それは時間を過ぎれば不合理に転化をする、邪魔になる、不公平になる。だけれどもそれは既得権としても改正できないというふうのが不公平税制の歴史でしょう。今度だって、何だかいろいろな自民党、特に与党の税調の方はさまざま

成果なのであって、そのようにして均質化、平準化されたというのは日本社会の活力だと、これは税制の成果と言っている。それがまことに氣に食わぬ、それがまことにけしからぬ、活力を失つて、もう一遍上下の差をつけろというふうに税制理念を転換することに、実は消費税で幾ら税金がかかるということによる懸念よりも、そのような税理念の転換に対して国民は危惧を持っていたと、思うんですよ。ところが総理は、これはある新聞の記事ですからわかりませんが、これを読む限り、税制改革の骨組みになっているのは、今の社会が上下くつき過ぎたからここを開く、それが税制改革の目的だと、念願だと、このように述べておられるようですが、総理は、今度の税制改革の理

したがって、私も先般ヨーロッパ三カ国でござ
いますけれども、バチカンは別といたしまして三
カ国でございますが、むしろ私は、あのヨーロッ
パの考え方の中に我々もやっぱり参考に、いい意
味においても悪い意味においても参考にしなきゃ
ならぬなという感じも持つわけであります。すな
わち、やっぱり何といえますか、平易な言葉で言
えば努力と報酬の一致とでも申しますか、そうい
うことは一つの活力につながるものであるというう
概念が浸透して、この所得税と消費税とのバラ
ンスがずつと変わってきて、それが余り変わり過
ぎちゃならぬなという感じも率直に私は持つてお
りますが、努力と報酬の一致という簡単な言葉で
ますが、それらもやはり活力の一つではあるとい
うふうに思っておりますが、基本的にこのせつか
く生じてまいりました、それは昭和二十年代、三十

○委員長(村上正邦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山岡賢次君が委員を辞任され、その補欠として宮崎秀樹君が選任されました。

○多田省吾君 私は、初めに奥野國務大臣の一連の発言問題について竹下総理に質問いたします。

奥野國務大臣の一連の発言、すなわち中国に對

する侵略という意図がなかったとか、あるいは盧溝橋事件は偶発的な事情に始まったとか、あるいは中国に対する不拡大方針をとったとか、こういう一連の発言は、中曽根総理の三年前の中国に対して侵略の事実もあった、また二年前の侵略の事実も否定することができないという国会答弁、あるいは竹下総理の昨日の参議院本会議における国会答弁等と明らかにこれは違っている、矛盾しているのをごいいます。すなわち私は、閣内不統一であると、このように思います。

しかもこの奥野発言は、日中両国の共同宣言や平和友好条約の趣旨あるいは国会決議にも反する重大問題だと思えます。そういう意味で、中国や韓国からの大変な批判がございいます。

私は、総理が奥野国務大臣を任命した責任者といたしまして奥野国務大臣を罷免すべきである、このように要求いたします。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 先般の本院における本会議におきまして、私が今多田さんのお述べになりました戦争に対する認識等について申し上げた際、当該大臣として奥野大臣が出席をしておりまして、私も基本的にその認識には変わりありませんと、しかしながら、事実関係を精査の上でございまして、不適切なものがあればこれに對して適切な対応をいたしますと、こう答えております。したがって、私は基本認識そのものに変わりがあるというふうには思っておりません。

○多田省吾君 奥野国務大臣の発言はますますエスカレートしているわけです。そして、明らかに私は総理あるいは前中曽根総理等の意見とも違っていると思う。先ほど十二時半から衆議院の議院運営委員会も開かれていてございいます、その席上、官房長官は、内閣不統一ではないというふうな答弁を繰り返しているのをごいいます。また、ただいまは総理も相違はないと言っている。じゃ奥野国務大臣が言っていることを全部内閣は認めるのか。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) これだけのいろいろな反響を呼んでおるわけにございいますから、それがそ

のような反響を呼ぶように伝えられたことに對しては、これは外遊前でもございいたが、遺憾の意を表しておるわけにございいます。

発言が一つ一つのこと、私も一生懸命読んでみてはおりますが、中に前後の脈絡を欠いた発言もあるという感じは持っております。

○多田省吾君 奥野国務大臣は全然まだ撤回してないんですよ。遺憾だと言いつつ、その後衆議院の決算委員会や参議院本会議で、また侵略的な意図はなかったというふうな発言を繰り返しているんですよ。明らかに内閣不統一ではありませんか。不統一でないとすれば、総理はこれを認めたことになりませんか。また、総理、この前宇野外務大臣が中国に行かれた際、不快感の表明もあったと聞いておりますが、そういった報告も受けておられるのか、あわせてお伺いします。

○国務大臣(竹下登君) まず私は、重ねて申し上げるようございいます、前後の脈絡の中で私自身もその部分だけ取り上げて報道された場合は誤解を招くことになったであろうという面がないわけでもございせんが、最終的にはやはり先般の一番最後が本院における本会議の場合でございいますから、奥野大臣から不適切な言動があった場合は適切な対応をいたしますということにおいて、おおむね整理されてきたんではないかというふうに思っております。どうですか。

それから、宇野外務大臣が中国へ参りました際に、銭外務部長官でございいますか、からのお話が合ったことなどは私も報告を受けております。

○多田省吾君 奥野国務大臣の衆議院決算委員会の発言、昨日の参議院本会議の発言等はマスコミによってもほぼ一字一句違わないような状況で報道されているんですよ。ですから、一部分だけ取り上げてというところは当たりません。また、前後の脈絡で何かおかしいところがあるような発言もありましたけれども、それも含めて奥野国務大臣は全然まだ言葉を撤回してないんですよ。前々回の本会議で遺憾だと言いつつ、また二回も決算委員会やあるいは本会議でこういった侵略的意

図がなかったというふうなことを表明しているんですよ。はっきりしているじゃありませんか。その上で不統一がないと言つたならば、総理みずから奥野発言を認めたことになりませんか。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 一番最後の場面は昨日の参議院本会議でございいます。そうすると、今多田先生御指摘なさったのは、前段、政府の方針と変わりありません。後段、不適切なものがあれば適切な対応をいたしますと。恐らく真ん中のところのライシャワー元大使の論文を援用されたところの部分についておっしゃっておるのではなからうかというふうに思います。私も読み直してみましたが、おとし出たものでございいますけれども、昨晩読み直してみましたが、前後の脈絡からすると、あるいはその部分だけ取り出しての発言というものが、こういう印象でございいます、奥野大臣自身も不適切な表現等があればこれに適正に對応する、こう言っておりますので、それらについて恐らくいろいろな措置をいたしますか、適切な措置というふうなものを考えておられるのかな、こういうふうに思っております。どうですか。

○多田省吾君 私も「ジャパン」という本をもう七、八年前に求めておりましたので、そのところあるいは前後を読んでみました。総理もおっしゃるように、本場に誤解させます。事変だと言いつつ、た偶発的な事情で始まったと言いつつ、またその前の侵略的な意図がなかったことを全部引く、めましますと、もう中国に対する侵略はなかったというふうな受け取らざるを得ない表現になっているわけですが、そういう意味で政府の方針に従うと言いつつ、その後でまた事変であると言いつつ、また偶発的な事情に始まったと言いつつ、そういう発言をしているわけにございいます。また、前回も今度も全然言葉の撤回はしてない。そういった事実を踏まえて、私は総理からきかちと奥野大臣に對する処置を、また場合によっては罷免もやっていたきたい。強く要求いたします。

中国に對して二千万人以上の生命と財産を奪つた大變な我が国の侵略戦争でございいます。その痛みを考えれば、こんな奥野発言があり得るはずはありません。私は、日本政府の關係の一員としてまことに大變な暴言だと思ひますし、総理大臣としての確に厳しく処置すべきである、このことを強く要求するものでございいます。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど申し上げましたように、国務大臣の任命権者は内閣総理大臣たる私でございいます。したがって、奥野大臣自身が適切な対応ということの本会議で話されておるわけでもございいますので、私自身も考え方を聞いてみなければならぬというふうに思っております。どうですか。御指摘の御趣旨は私自身が受けとめさせていただきます。

○多田省吾君 次に私は、総理府汚職について質問いたします。

政府広報を請け負う広告代理店選定などに絡みまして、総理府大臣官房の前管理室長橋本哲晴が業者から約二百三十万円のわいろを受け取つたことがわかりまして、東京地検特捜部は昨日午前橋本を収賄容疑で、また広告代理店社長二人を贈賄容疑でそれぞれ逮捕をし、また大阪市内の広告代理店の前社長も贈賄容疑で昨夜逮捕したわけにございいます。

それで、総理府の広報予算は、御存じのように、昭和五十九年度は百二十三億五千万、六十年は百二十億四千九百万、六十一年は百十七億四百万、六十二年は百十五億六千万とだんだんやはり引き締めに伴って削減されてきたのに、もう六十三年度急にふえまして百十八億二千七百万円と増加しております。このことに関しましては、総理府の広報予算につきまして、公明党・国民会議の草川昭三代議士が、九日の衆議院決算委員会でこの予算の規模が非常に大きい、不正運用の内容、管理体制の強化をせよと主張いたしまして、総理府側も適正運用を約束していた矢先でございまして、国民の税金をもとにした汚職でございまして、大變な悪質だと思ひます。また、総理府だけではなしに、他省庁の予算も含めると、六

十三年度予算では二百三十五億四という膨大な政府広報予算がつけられております。こういったことにかんがみまして、再発防止、また予算が多過ぎるのじやないか、これに關しましての総理の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 今回の事態はまことに遺憾、かつ確かに残念なことでございます。事実關係は司直の手にゆだねられておりますので、その結果を見守るということにならうかと思つております。いわば内閣官房におきまして、事務担当の石原官房副長官等が立案いたしまして、そういうものの、言葉はあるいは間違つておるかも知れませんが、監視体制のようなものを早速発足させるというきのう報告を受けたばかりでございます。

そこで、もう一つの御疑念の広報予算、これが多きに過ぎるではないか、簡単に言つてそういうことでございしますが、政府の重要施策に關して、その背景、必要性、内容を国民にわかりやすく伝えていく、これだけ経済的にも変動のあるときでございしますので、広報活動そのものは大変に重要なことになつておるわけでございします。

特に、予算総額百五十八億四、省庁別に見ますと、総理本府が百十八億四とその大宗を占めておりますので、その監視、執行に當つて厳正を期するための体制等を早速とることによつて、国民の不信をぬぐい去らなければならぬというふうに考へております。

○多田省吾君 再発防止は総理としてきちんとしていただきたいとともに、マイナスシーリングによつて福祉予算とか文教予算とか圧縮されているのに、総理府の広報予算は百十五億から今年百十八億二千七百万四と、三%近くぐんと三億四も増額されているということは、私は納得できません。この問題もやはり対処していただきたいと思います。すが、いかがですか。

○政府委員(斎藤次郎君) 総理府の広報費予算につきましては、従来財政再建の路線というようなことで、実はずっと減り続けております。それは先生が御指摘のとおりになつておるわけでござい

ますが、今年度につきましては、そういう従来の傾向からまだものと水準には戻りませんけれども、政府広報の重要性ということで、これはいろいろな個別の積み上げを背景に持つてゐるわけでございますが、三億程度の増額をいたしたわけでございます。

○國務大臣(竹下登君) 私も詳しくわかりませんが、今主計局長から、要するに、私がお世話になつております時代にどんな減らしたものが少し返つたということでございます。

○多田省吾君 ですから、福祉、文教予算なんかはマイナスシーリングでどんどん減らしておるのに、また圧縮している、また横ばいだというのに、広報予算だけは急にふやしたことは、私は納得いきません。

それでは、次に御質問したいのは、総理が訪歐しておる間に、佐藤農林水産大臣が二回目の訪米をされたが、牛肉、オレンジ問題が御存じのようになつて不調に終わった。大変残念なことでございますが、総理はこの牛肉、オレンジ自由化問題の決着をどうなさろうとするのか、農水大臣に任せきりなのか、総理が乗り出されるのか、その時期はいつごろなのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) おっしゃるとおり、日米間の牛肉、かんきつ交渉につきましては、佐藤農林大臣がぎりぎりの努力を行つてまいりました。こういうことになりました。それと同時に、五月四日のガット理事会においてパネル設置が決定された。

これからどういふ具体的な対応をするかということにつきましては、昨日も政府・与党首脳会議を開きました。とにかくパネル設置が決定しても、なおやはり我々は農民の立場を考へ、そして国際的立場にも考慮をしながらこれが妥結のために努力をしなげやならぬが、こゝで、二日といひますか、今週いっぱいぐらいたつてもございしますが、いろいろな情報をお互いがその立場立場で寄せ合ひながらさらさらに対策を考へよう、こ

いうことで終わつたわけでございます。

したがつて、政府、与党一体ということをお願いしておりますので、私が出かける出かねないという問題よりも、一体の中で最高責任者たる農林水産大臣がまさにそれに対応するそのつかさにおるわけでございますから、そのもとで解決を図りたい、このように考へております。

○多田省吾君 次に、予算案提出の問題で総理に御質問いたします。

御存じのように、これは参議院の運営にも大変關係の深い問題でございまして、もう大正六年以来、財政法によつて本当は前年十二月までに予算案を出さなければならぬのに、いつも年を越してしまひます。そのために参議院審議がいつも会期末になるとせば詰まつて大変な姿になつてしまひます。参議院改革の意味からも、一月に国会召集をしたらどうかということをお参議院に申し入れたこともございします。しかし、憲法第五十二条によつて国会の常会は年一回これを開くんだというので、非常に憲法上の問題もございします。ですから、衆議院も当然断つてきたわけですが、やはりこれは従来の線に返つて、財政法の精神で十二月までにきちつと国会に予算案を提示するのが当然だと思ひます。

それから、今後週休二日制とかあるいは土曜閉庁ということになりますと、ますます審議がおくられて、参議院の審議が、会期末になると法案が何十本も押し寄せて、本当にまともな冷静な審議が到底できないという姿になつてくるじやありませんか。こういった意味からも、私も先ほど大蔵大臣やあるいはまた大蔵省にもお願いしたのでございしますけれども、いろいろ作業が大変だとか経済見通しがどうのこうの、こういうことでなかなか前向きに、積極的に行つていないようでございます。

竹下総理は、たしか四月十八日ごろ、記者団との懇談におきまして知恵を出してみたいとおっしゃつたそうでございますが、どういふ知恵を出されたのか、またどういふ指示を大蔵省になさつ

ているのかお伺いしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 恐らく憲法で、年一回常会は召集する、国会法でございしたか、十二月に召集する、それから財政法では、予算は十二月に提出するを常例とするでございしたか、そういう言葉があつたと思つております。しかしながら、現実にはそれが行われていないじやないかと、そのとおりでございます。

だから、古くて新しい議論であり、新しく古議論だといふふうにも言えるわけでございますが、幸い、私が聞きかじつたところでは、本院の議院運営委員会で御勉強いただいて、そこで本当は、一回召集をいたしまして、そして今度は法律を通して、そのことによつて新しく一月召集というものになつていつて、憲法違反のこの批判を避けながら法律改正をしていく技術もあるというふうな私も承つております。したがつて、財政法どおりに十二月に出す出さぬの議論になりますと、それは確かに先ほどおっしゃいました十二月に議了するということになると一月の年度区分——年度区分が變つていく議論はちよつとまた別問題でございします。まだそこまで詰めた議論は私自身したことがございせんが、あの参議院で御議論いただいたような議論が、たしか衆議院もこれで勉強しろというふうなサセションをちようだいしておるといふふうな私も理解しておりますので、この間のように、暫定予算等でいろいろ、これも毎年議論することでございますけれども、議論をしてお互いがうんちくを傾け合う中で、国会法というものが絡んでまいりますから、議論していただけたらいいんだという願望は常々持つておりますが、この間またそれを深く持たせていただいたということでございます。

○多田省吾君 総理のいふゆるお知恵というものがわかりましたけれども、これは一月召集に向かつてのお知恵でございまして、私はそうじやなくて、やはり十二月に国会に予算案を提出するといふ、そういう方向へのお知恵を出していただき

○国務大臣(竹下登君) 年度区分が今の年度区分、会計年度が四月から始まり三月末で終了するとう場合において十二月に予算書を出すと、たしか予算書の印刷が十三、五日かなんかかかったはずでございませう、それを計算してみますと、経済見通し等が少し間があき過ぎるという感じはないわけでもございませう。それは、この予算編成を仮に年内編成を終わって印刷が正確なものでできる世の中かどうか、私も科学技術の方は余り強くありませんので、非常に早目にできるようなわがが整えたいとは思いますが、勉強させていただきます。

○多田省吾君 なお勉強していただくことにいたしました、財務法について御質問をいたします。

もう十数年来、そしてその大半は竹下大蔵大臣の時代にこの財務法が本委員会においても審議されたわけですが、今回は一兆八千三百億円の減額をして、発行限度額を三兆一千五百億円とすること、今度の財務法の提出になったわけですが、昭和六十五年年度赤字国債ゼロに向かつて近づいてはきております。しかしながら予算の内容を見ますと、相続いたマイナスイテリングのもとで福祉予算、文教予算、中小企業対策予算等が大変圧縮されて、そしてそのほか一般会計から五十七年度以降御存じのよう特別会計へのツケ回しとか、あるいは地方への負担の押しつけとか後年度負担の繰り延べが大蔵省の発表だけでも少なくとも一兆三千五百億に及んでいる。そういう姿がございまして、いわばこれは見せかけの財政再建ではないかと言われるわけでございます。

今申し上げたツケ回し、繰り延べというのは、御存じのように、厚生年金等への繰り入れとか住宅金融公庫利子補給金の問題、国民年金特会平準化措置、それから自賠責特会からの借入金とか、政管健保の国庫補助減、それから道路特会の運用部借入れ、交付税特会の運用部借入れ、地方財政対策に伴う繰り延べ分、こういったものが何と一兆三千五百億もあるわけでございます。

これは当然これから措置していかねばなりません。そのほか、国債整理基金特別会計への定率繰り入れ停止分が、本年度分も合わせまして十二兆九千億に及んでいるわけでございます。こういったものも含めてこれからやはり財政再建を進めていかねばならない、このように思います。その認識において総理はどう思われておりますか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに今、俗称ツケ回しについての御指摘がありました。大体みんな私の時代に御了承いただいたことでございます。その中で、一部解決しつつあるものもございすけれども、そういうふうにして御苦心をいただきますが、御鞭撻があったからこそ、六十五年赤字公債依存体質脱却も夢ではないというところまで来たのかと思えますが、これを少なくともお約束した形の中で正常化していかねばならぬ問題である。しかし、これもこれも一遍に正常化できるかという事になりますと、それはまさに歳出そのものが急場に至っておるといふようなものからの正常化というようにことも常識的には考えられるわけでございますし、これを正常化していく努力は、毎年毎年の予算編成のときに苦勞しながら、これからお知恵をおかりしてやらなきゃいかぬ問題だということに思っております。

もう一つ、ちよつと長くなりましたが、やっぱり財務法というのは、向こう何年間とかいうような法律ではございませんで、すなわち、毎年毎年こうして御審議いただくことが我々提出する方に緊張感というものと与えていただくことであるし、また御発言いただく皆さん方も鞭撻していただく機会だというふうに私はいつもありがたく考えております。

○多田省吾君 我々は、緊張感を持つのは結構ですが、しかしそれが国民に対するしわ寄せになつて、国民が苦しむということは大変これは遺憾なことになりますから、この点はやはり留意していかなければならない、このように思います。

それで、今の日本の国債の状況は、もう申すまでもなく六十三年度末で百五十九兆円の残高になる、あるいは今年度の予算を見ましても国債の依存度が一五・六%ですが、また利払い費が二〇%を超えて二〇・三%ですか、もう大変な財政硬直化の姿を示しております。

(委員長退席、理事梶原清君着席)

赤字国債だけで百五十九兆円と言われております。それが、たしか竹下大蔵大臣の時代に借換債の問題が本当に四ヶ条国債と同じように最高となりまして、六十年の償還期間にまでできるといふことになったわけでございます。赤字国債といえども、もう昭和百二十四年度まで残つてしまつて、そういう姿になります。六十五年度末ゼロになつても、赤字国債ゼロになつてもそれでございませう。そういう意味で、次のやはり財政再建の目標といふものが具体的に私は想定されなければならないと思ふんです。

例えば国債の依存度におきましても、総理はイギリスにいらつしやいましたが、イギリスはサッチャー首相の英断で大分財政再建がなされていふようでございます、国債は減らされております。また、西ドイツやフランス等を見ましても、日本の何分の一の赤字国債でございます。アメリカでさえ、この前法案が成立しまして、相当な努力をしております。ですから、我が国もやはり財政硬直化を防ぐために、例えば利払い費を早く今の二〇%をもう少し縮小するとか、あるいはGNPに対する国債残高を今の四六%から早く二〇%ぐらいにすべきであるとか、あるいは利払い費は今二〇%を超えておりますが一〇%以下にするとか、それをいつまでにやるとか、そういったやはり私はこの国債についての財政再建目標といふものを定めるべきだ、このように思いますが、総理、いかがでございませうか。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘のことはよく私も理解できます。まず、第一目標であります昭和六十五年特例公債依存体質からの脱却をする。そしてその後、

例えばと申しながら、対GNP比幾らにするとか、それは利払い費であり、そして依存度を徐々に低下することであり、そしてその残高全体を減すことであり、そのことを第二段階としては当然一つの目標として模索すべきだと、これは私もわかつております。

そうなりますと、今度は別の意味で、将来における現行制度そのままでどのようにならぬかといふこともいろいろ議論がなされて、それが社会保障の面とかいろいろな点で、長期計画で一定の前提を置いていろいろな計画が国会の要請に基づいて議論のたき台として出されておりますが、それらも一方詰めていかねばならぬだらう。そうするとまた、今度はそれに対応したいわゆる安定的歳入財源、こういうものも議論していかねばいかぬといふようなものを総合的に考えまして、おっしゃるような目標といふようなものは検討していくべき課題であらうというふうな考えをしております。

○多田省吾君 私は、財政再建の次の目標がまた大型間接税導入の話をちらつかせてやろうというように話に切りかわるといふのは非常に遺憾でございます、やはりそんなことなしに財政再建を進めていかねばならない、いわゆる増税なき財政再建が本来の筋であらう、このように思ふのでございます。

それから、今回昭和六十五年度において赤字国債ゼロに近づいたと言われておりますけれども、それを見ますとやはりもう一つの原因に、ここ一年半以来の景気の回復の問題とか、あるいは土地の暴騰、デフレブーム、それからNTT株の売却益、こういったものを利用してやつと赤字国債を減らしたわけでございます、これは六十三年度もそういった傾向は続くとは思いますが、六十四年度からは非常に不透明だといふことは昨年の参事人陳述なんかでも言っております。

そういう意味で、六十二年の補正後のいわゆる税の自然増収というものが二兆五千億円だ、あるいは三兆円だ、こういうふうになつております。

すけれども、もしそれがあつた場合ですね、大蔵大臣も三二%は地方交付税の方に振り向けるんだと、これは当然であります。

(理事 梶原清君退席、委員長着席)

その残りは全額ほとんど赤字国債の減額に使うんだという御答弁もありましたけれども、私どもは全部とは言わないまでも、相当部分やはりこれは税の取り過ぎによつて生じた自然増収でございますから、所得税減税の財源にしたらうと、また、抜本的税制改正の前にこの六十三年度におきまして所得税減税等の法案を出したらうと、こういうふうにも言っておるわけでございますが、その自然増収分は総理としてどのように措置しようとなされておられるのかお尋ねしたい。

○国務大臣(竹下登君) これは本当は財源確保法の趣旨、そしてその親法と申しますか、母法である財政法の趣旨からいって、一方、この財源でもいわゆる出納整理期間内発行というものを許されておるといふ立場からいいますと、自然増収の見通しがついて、なおその際発行を授権いただいておる赤字公債を発行しなくてつじつまが合うならば、それは今御指摘がありましたとおり、赤字公債の減額に充てるというのが財政法、財確法に忠実であるならば、それをまず念頭に置くべき筋合いの法律ではないかなという感じがしております。

しかし一方、今財政法上はそうだが、経済全体の動きとかいふことの中に弾力的な考え方もあつてしかるべきじゃないか、こういう趣旨はちよつと財政法とは若干離れるが、あり得る議論だということとは私もわかります。

○多田省吾君 実は、昨日の参考人陳述でも、財政制度審議会の会長代理の館参考人、それから松田参考人等の経済学者の方々が、減税に自然増収を回しても、政治的要求があるならばよろしいんじゃないかというふうな意見も述べておりましたので、私はぜひそうしてもらいたい、このようにも思うわけでございます。

それからもう一つは、やはり財政再建にとつて

大事なのは行政改革でございます。中曽根総理時代と比べると、どうも竹下総理になつてから行政改革に対する姿勢が消極的になつたのではないかと、このように言われております。省庁移転問題等もやつておられますけれども、どうも小手先にすぎない。あるいは規制緩和の問題についても臨時行政改革推進審議会が答申を出そうとしておりますけれども、もつともつとそういう従来の行政改革を強力に進めるべきではないか、このように言われておりますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) まず、行政改革の問題でございますが、今御指摘いただいたような御批判を時にいただきますので、これは本当に私自身も困つておるところでございます。言葉の上では、せつかく押し上げた荷車が手を放すとそれこそ坂道をがらがらとともとへ返つてしまふ、だから行政改革は断じて手を緩めてはならぬと、まさに行政改革は天の声である、こういうことを言つてみましても、国民の皆様方の目に映つております目に見えぬもの、すなわち目には一番見えるもの、というのは、国鉄の分割民営であり、電電公社の民営であり、専売公社の民営である。何だかあれで目玉だけは済んだじゃないかという印象を国民の皆様方自身も持たれたんじゃないかなと、思ひながら、一生懸命この口で言つておるわけでございますが、そういうまさに大改革の目玉といふものが目の前に派手に見えてこないといふことを私も感じております。

したがつて、今お話しいただきましたように、新行革審等におきまして、地価、土地対策、公的規制のあり方、これらについていろいろ議論をいただいておりますので、そういうことをやりまして、いわば本来の行政改革と申しましうか、確かに行政改革は天の声なりと、こういう雰囲気がございます。税制改革もまた天の声なりという雰囲気になることも期待しておりますが、それは別として、そういう空気がありました、本体のところは実際必ずしも手がついておりません。それは地味な仕事でございます。総定員

法に基づくところの定員削減計画でございますとか、行政組織法に基づく機構の問題でございますとか、デレギュレーションの問題でも地味な問題でございますが、今の御意見にこたえて進めていかなければ、本来の行革、まさに天の声であるといふその声にこたへることにはならないといふふうに思つております。

そしてもう一つは、それに付随して省庁移転の問題についても御指摘ございました。

この問題は、先般その方針を決定いたして、実際に取り組んでおるところでございますので、所要の調整を行つて着実に推進してまいらうと。ただし、ちよつとこれは御理解をいただかなきゃならぬ問題は、事によつてはそれは行政改革じゃないんじやないかと、こういう議論もあるといふこととでございますので、行政改革をもつと大きく広げた場合の、まさに行革審において土地問題等もやつていただいております、そういう一環であるといふ形でとらえて御支援いただくことをお願いいたします。

○多田省吾君 最後に、赤字国債六十九兆円、またすべての国債百五十九兆円というふうな残高を早く減らすためにも、そして財政硬直化を防ぐためにも、私は提言をいたしまして、昨日も経済学者の参考人等が言つておられましたけれども、すなわち民営化した会社の株式公開とかあるいは公社、特殊法人等で委員会をつくつて三分の一ぐらゐは民営化できるものは民営化して、そしてその政府資産をもつて赤字国債返却に充てて早く身軽になつた方がいいんじゃないかと、こういう御意見もございました。私も賛成でございますが、そういう意見に対して総理大臣はどういうお考えでございますか。

○国務大臣(竹下登君) この国民の財産、株式一応はすべての例外なく最初は国が全部持つておつて、一人株主さんで民営化して逐次これを放出していくわけでございますが、これはあくまでも国民の財産であるから、国民の負債に充てるべきであるという原則的な考え方は私も賛成でございます。

います。

したがつて、それらのものをただ一遍に売ると何ばになるという議論は別といたしまして、市場等に変換したいろいろな額というものも考えられるわけでございますから、逐次そういう方向に努力すべきであるといふことは賛成であります。

○吉井英勝君 最初に、奥野発言につきまして御質問いたしたいと思ひます。

奥野国務大臣本人は、昨日も参議院本会議の中で偶発的事件という評価をされるなど全く反省していないといふと、問題ははいよいよエスカレートしてきているといふふうにも思ふわけですが、昨日の参議院本会議で我が党の佐藤議員が質問いたしました、それに対して総理の答弁の中で漏れておりました点について特に重ねて伺いたいと思ふんですが、総理御自身のお考えとしては、あれは侵略戦争であつたといふ評価をちゃんとしておられるのかどうか、この点をまず伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) この問題はずっと整理してまいりまして、正確に読み上げますと、中国に對して「侵略的事実を否定することはできない」と私は考えておる」といふことの中曽根総理の答弁がございまして、基本的に一致いたしております。

○吉井英勝君 外国の評価とかいろいろ言つておられますけれども、そういう評価はともかくとして、総理御自身のお考えとしては、今の発言とおりに中曽根総理の言われたように、あなたも侵略戦争であつたといふ御認識であると、重ねて伺つておきたいんですが、そういうことではないですか。

○国務大臣(竹下登君) 私の考え方は中曽根総理の答弁と変わりません。

○吉井英勝君 さてそこで、奥野国務大臣について結局罷免をされるのかどうかです、その点はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これは、だれを任命するか、だれを罷免するかというふうなことも、国会で御指名をいただいた私に与えられた権限でござ

から、資産、消費、所得に対して適正な配分のとれたものというものが残っており、このことに位置づけるべきではなからうかと、こういうふうに考えております。

○吉井英勝君 いろいろ伺ったんですけれども、この本当の理由ですね、進めようとしておられる本当の理由、本当のねらいというのは結局のところどこなんですか。

○國務大臣(竹下登君) それはまさに国民の方の不公平感というものがなくなつて、そしていわば資産、所得、消費にバランスのとれた、重税感、痛税感等も取れた税体系をつくつていこうというのが、まさに本当の考え方じゃないかというふうに思っております。

○吉井英勝君 そのバランス論をいろいろおっしゃるわけですが、やはり初めに大型間接税ありきということが、今回総理はどのもこの三回目の挑戦ですが、名称、導入の理由はそれと変わつていくけれども、しかし中身は結局大型間接税ですね。本当の理由というのはいくつに大規模間接税ありきじゃないですか、その後に理由がついていくんじゃないですか。

○國務大臣(竹下登君) まあこれも税の学者さんの間でいろいろ議論があるところでありまして、大体いつか本院で上田さんと議論しましたが、社会主義体制の最初は恐らく全部間接税だと私はそう思っております。これは国有企業のもとで、そしてそれが価格に転嫁されて消費者に回るわけでごさいますから、まさに大型消費税だということから出発しておるんじゃないかと。しかし、そこに若干近代資本主義というものが中和してきた場合に、いわば所得税というものが頭をもたげ、そしてそれが所得再分配機能をもたらし

ていく。

こういう経過をたどつて、それが少し進みますともう一度そのいわば努力と報酬の一致という感じからして、この間接税と直接税の調和のとれた形に移行していくという税の一つの歴史というものがあつて、そんな感じはしてお

るところでございます。

○吉井英勝君 その社会主義税制については既にもうこの前決着済みでございます、それは違つて御認識だということ、マルクスの間接税についての議論もちゃんと上田委員の方から予算委員会ですとやっておりますので、きょうは私ここで繰り返しません。

次に、そこで伺いたいんですけれども、不公平の是正ということとを近ごろ盛んにおっしゃるわけですが、この政府税調の中間答申では、垂直的公平よりも水平的公平が問題であると言つておられますが、しかし、私は幾つかの新聞のアンケートなどを見たわけですが、例えば朝日新聞のアンケートなどを見ても、あなたの感じとしては、税金の面でどこが得しているかという、そういう問いかけに、まあいろいろ載つておりますが、政治家が一九％であるとか大企業一％とか資産家九％とか載つておられますが、いわゆるよく言われる中小企業や農民についてクロヨンで得して不公平だとか、そういう見方を国民はしていないんです。これは実は四％の国民しかそういう見方はないわけですね。それはやはり多くの国民は、大企業なり大金持ちへの優遇税制に不公平感を持つてゐるということがアンケートにも見られるわけですが、したがつて、本当に税制改革でなすべきは水平的公平よりも垂直的公平の確保こそ大事だと、こういうふうに思うわけですね。

そこで、具体の例としてちょっと見ていきたいと思ふんですが、実は引当金について見てみると、これは昨日国税庁の方にも申し上げておきましたけれども、退職金引当金九兆五千九百二十六億円、昭和六十一年のあれに載つてゐるわけですね。でも、この引当金が六・九・九％ですね。また、貸倒引当金では六・一・三％が大企業であつて、実はこれは十年前との比較も私調べてみたんですけれども、十年前よりもいずれも伸びてゐるわけですね。それから、準備金の方で見ますと、海外投資等損失準備金など九四・六％、圧倒的に大企業が活用して

いるんですね。これも十年前の八六・九％に比べても九四・六というのには大幅に伸びてゐるわけですね。

つまり、大企業に対するこういう優遇した税制度あるいはこの制度の活用が大企業に偏つてゐるというところに国民は不公平を感ぜてゐる、あるいは不公平を感じてゐる一つがあると思ふんですが、実はこの点で見ても、自民党税調の方の山中山会長は、新聞報道等でも載つておりますが、国民が挙げている大企業に対して不公平感の是正という点から政府税調が賞与引当金などの各種引当金の廃止を挙げているのに対して、廃止の見送りを宣言したということが新聞等で報道されておりますが、こういう問題について総理御自身のお考えとしてはやはり各種引当金の廃止を見送るといふふうなそういうお考えなのか、この点は是正しなきゃならぬというお考えなのか、この点伺いたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) もろもろの優遇措置というのは、まあまあ租税特別措置という中でございまして、特別措置という言葉があるように、ノルマルな案からは特別な措置がなされておる。それが優遇の場合の一つの例としていつも議論されることではございますが、それは中にこの是正すべき指摘されておるものも数ございますので、そういうところへ税制調査会、また本院における議論等も集中していくであらうというところは考えられますが、それぞれの段階でそれぞれそのときの国民のニーズに対応をしながらできたものであるというところは間違いないと私は思つております。

ただ、それはあくまでも特別措置だから、ノルマルな案というものを念頭に置いておかなきゃならぬというところは事実でございます。それが大企業であつても、中小企業であつても、これはいろいろございまして、ただ大企業といふものを考えるときに、私はこの社会におきましては、そこには多くのいわばそこに生活の根拠を置いた皆さんの勤労者の方がいらつしやる一つのまさに法人であるということ、まず念頭に置いてやつぱりお考え

いただくのが常識的ではなからうかという感じをいつもお話を聞きながら思つておるところでございます。

そこで、引当金廃止見送りというのはたしか新聞紙上でも読んだことがございますが、正確にまだその結論が出たわけではございませんが、その経過についてはちよつとお答えするだけの勉強といひますか、準備が必ずしもできておりません。

○吉井英勝君 まあ会長のお話はお話として、総理御自身のお考えとしてはいかがなものかということ、何を伺つてゐるんです。この引当金の廃止について、廃止するのを見送りのお考えなのか、この点について。

○國務大臣(竹下登君) 賞与引当金の廃止問題につきましても、やはり私の今日の時点において結論が出ておる問題ではないと思つておりますが、私がいつも整理をして申し上げるのは、政府税調の中間答申における意見というところまでを私の整理した言葉でいつも申し上げて、それ以上突っ込みますとある種の予見ということになると思ひますので、そこで控えていただいております。

○吉井英勝君 ところで、中間答申などでは、大企業減税については四・二％の法人税率を三七・五％から四・五％引き下げ、中小企業については二％の引き下げ、軽減税率ですね。率ではもとより、所得が大きい分だけ絶対額においても大企業の方が大幅な減税になるといふことは、これはだれが考えてもわかることです。

最近、帝国データバンクは昭和六十一年の全国法人所得ランキングというのを発表しておりますが、これの第一位の東京電力から第十位の富士銀行まで、非常にラフな計算になりますが、というのは私いろいろ控除すべきものを伺ひしたんです。プラマイバシ云々をされてなかなか正確に聞かせただけなものですから非常に粗っぽいことではございますが、現行四・二％の税率を中間答申が言う三七・五にしますと、極めてラフな計算ですが、この十社だけで千四百五十八億円の減税となる。実際はそうはなりません、もう少し低くな

るわけですね。

ですから、中小企業には減税効果はもともと所得が少ないですから絶対額としてはなくて、しかし大企業の場合には、率ももちろん大きいわけですから、減税効果は非常に大きいわけです。このアンケートに見る不公平感というのは、こういうふうなやり方をしますと、大企業というのはたくさん税金を払ってしまっている、自分たちは減税は少ないなあと、こういう不公平感がますます広がると思いますが、この点総理はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(竹下登君) やっぱ法人でありまして、むしろ考えようによればその中小企業の軽減措置というもののものがいわば特例措置であるわけですから、やはり法人所得というもののに關するものもろの措置というものは、私はそれなりに論議構成はできる話じゃないかなというふうに思っております。

○吉井英勝君 実は、アメリカのレーガン政権が行った法人税率の引き下げ、このときは同時に大企業向けの特権的減免をなくして、逆に大企業は五年間で千二百四億ドルの増税になっているわけですね。こういう世界の流れの中で、法人税率を下げるだけじゃなしに一方ではそういう措置があつて、そして必ずしも大企業が法人税率の引き下げによって税金がうんと安くなった、そういうことだけじゃなしに逆にこういう場合があるんだとすね。しかも、これが世界のかなりの流れとどうかかえるんですが、この点は総理はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) ちょっと必ずしも私も専門家ではございませんが、いわば法人税の減税というものの国際性の中で、やっぱ活力というものが中心になって減税というものが行われてきたんではないか。さようしかば、その間にある特別措置に關するようものがそれぞれ、あるいは残るものもございまして、統合されたりあるいは償却等、陳腐化の問題等は世の中の推移とも違つてまいりますから、そういうものを総合的に組み合わせた税制というものが流れとして定

着しつつあるんじゃないかなというふうに思っております。

○吉井英勝君 大企業同士、中小企業との不公平だけじゃなしに、アンケートを見ますと政治家についてでも得しているという見方がありますが、ここで私はもう議論は時間の關係でおいときますが、例えば昨年の關係の皆さんの資産公開ですね、公表された分だけ見ても、三五%の税率からマル優廃止で二〇%の税率に変わったことによつて、大蔵大臣、計算させていただきますとかなり大きな減税になっておりますが、庶民の場合にはこのマル優廃止で税金がふえて、こういうところにも政治家の皆さんは得をしておられるんだな、こういうふうな国民の皆さんがいよいよ不公平感を持って見られてくる、こういう点もあると思うわけですね。

この点については、この不公平の問題につきましては、実は「エコノミスト」でも静岡大学のグループが試算しているのがありますので、いよいよ中間答申でいくと逆進性が強くなるということですね。これは全国税なんかもそういう試算をやっておりますが、いろんな団体が既に試算をやりましたそれで大型間接税の逆進性の問題について指摘しておりますが、私は、最後に、汚職で問題になりました……

○委員長(村上正邦君) 時間が参つておりますことを通告します。

○吉井英勝君 汚職で問題になっております総理府がブルーのパンフレットで、こちらの方では当初三十万部、改訂版で二十万部で四千四百万、黄色のパンフレットは当初四十万部で改訂版三十万部の合計四千八百万、大方一億使つて大型間接税のPRしておられますね。NHKは反対四八%の報道をしなければならぬことをこの間もこの委員会でも問題になりましたが、まず税制論議の論議の仕方の不公平は是正が必要だと思つて、反対意見の指摘も載せたパンフレットならともかく、政府の方のPRですね。それで非常に偏つたやり方じゃないかと思つてわけですね。

最後に申し上げますと、新大型間接税についての世論調査というのは、朝日、毎日、日経、NHK、これは報道機関によつて違ひますが、六割台の反対とかそういう反対の意思、世論は圧倒的に反対を示しておりますし、やはりまず公正な論議を進めること、そういうことを避けて世論に背いて進められることはやはり問題がある。私はこの点では、今の時点で大型間接税というのは断念されることが世論に従ふことだと思つて、最後にこの点だけ総理の意見を伺つて終わりたいと思つてます。

○国務大臣(竹下登君) 今のような御意見をおっしゃることは結構でございますが、短い時間の中でずつと述べて、私の答える時間が短いのもこれも不公平かな、こういうふうにお考えでございます。今撤回する用意はありません。

○栗林幸司君 総理にお尋ねをいたします。税制の抜本改革問題でありますけれども、私なりにいろんな国民の方々の御意見を聞くように努力をしておりますけれども、いろいろお話を伺つてまいりますと大体共通して一つの御意見に集約できるような気が私はするんです。それは何かといいますと、抜本改革にとつてプロセスが一番大切なんだ、そのプロセスを踏まえてやつてもらいたい、このプロセスを無視して税制改革が歩き出されたのでは、それは拙速と言わざるを得ない、こういう御意見でありまして、ごもっともだと思つてます。

じゃプロセスとは何か、どう伺いますと、一つは、抜本的税制改革の理由の一つとして高齢化社会への移行ということが言われますけれども、その言われただけでは国民の受益と負担の關係がわからなくなつてこない。したがって写真を見示してもらえないか、いかなる理念において高齢化社会、長寿社会をつくるのか、これが一つであります。

もう一つは何かといいますと、国と地方を含む行政改革をどうやって進めるのか、確かにごもっともな御意見であります。

もう一つは何かといいますと、一般歳出のうちの相当部分を公債費が占めておるわけでありまして、したがつて公債の残高を減らせば一般歳出も大分節約できるんじゃないか、その方策やいかん、これが一つでございます。

残る一つは、言うまでもなく税の負担の公平をどうやって実現するかということでございます。これは要約しますと、一つは税の公正をどう実現するかというところは、これは税制そのものにかかわりがある問題でありますけれども、あとは長寿社会をどう構築をするのか、国と地方を通して行政改革をどう進めるのか、あるいは公債の発行残高をどうやって削減を図るかという問題は、税制というよりやはりこれは行政のあり方に深いかかわりがある問題でありまして、税制だけにういつた御要望にはこたえられないのではないかと。こう思ひながら、実は総理が総理におなりになる前に、お出しになりました「私のふるさと創生論」を拝見しまして、その中に「開かれた税制改革」というくだりがございまして、読んでいて全く同感なものですから、以上についての総理の御所見を伺う前に、読みながら今どうお考えですかとお尋ねした方が間違いないと思つて、若干御披露申し上げます。

「誰にもわかりやすく、納得して負担できるような公平な税制を追求しなければならぬ。」というございまして、その際には、個別の負担關係がどのように変化するかということと合わせ、税制が全体として行財政、国民経済社会、国際取引などにどう影響するかという幅広い視野も大切である。このお引きになっております。全く同感であります。そこで総理は、「そういう意味で、新たに税制と行財政などのあり方を総合的に検討する場を設けることも考えられてよいのではないかと思ふ。」そして、「こうした開かれた税制論議の積み重ねによつて、」とこうありまして、「新しい時代に対応できる税体系の再構築を進めて行きたいと考えている。」とこう結んでおられます。

私は全く同感でして、政府税調が御努力いた
いておりますけれども、これは税制に偏っており
まして、そこで行政のあり方、いわんや行政の
あり方について御議論をいただくということ、
もともとそういう仕組みにはなっておりません
では税調、これもどちらかといいますと税制に
偏っておりまして、行政のあり方にまで御議論が
進む機関として承知をいたしてはおりません。そ
うしますと、実は政府税調とか党税調でなくて行
政をひくめるための機関を、全国民が直接
接間接を問わず参加ができるようなそういう検討
の場がどうしても要るのではないかと、それが本
税制改革に対する私が知る限りの多くの国民の
方々の御要望にこたえる道であり、しかも総理の
年々の御所見ではないのか、こう考えますので、
この点についての総理の御所見を伺います。

○国務大臣(竹下登君) 私が前に書きおろした書
物にお触れいただきましたが、私もあのことを考
えながら、実は一つ趣旨に機能しておる点がある
なと思っておりますのは、大蔵省にありますが例
の財政制度審議会として税制調査会、ただし税制
調査会は総理大臣の諮問機関で財政審は大蔵大臣
の諮問機関だと、それは私は余り関係のないこと
で、こちらは地方税もありまして、したがって
総理府が事務局を設けていただいているから内
閣総理大臣の諮問機関でございますが、あの二つ
を見ておきますと非常にうまく効率的に運用され
ておるのが大蔵省じゃないかと実は思っております
わけでございます。

大体それぞれの方々を見ますと、同じようなそ
れぞれのバランスからお出になつておりますの
で、あれが私が思っていることを巧みに機能して
おる運営の仕方じゃないかと実は思っております
ところでございます。ただ、どうしても派手に税制
調査会の方が出ておるのではないかと感じは
いたしております。

○栗林卓司君 何がしか新しい機能と広がりを持
った検討の場所が必要だという御感触はお示しに
なつたと思うんですが、そこで、多くの国民の意

見さらに声に耳を傾けてまいりますと、今回の抜
本税制改革は直接税の減税と間接税、新税の導入
が組み合わさるようになっていくわけですが、組み合
せた結果として、要するに減税になるのかね、増
税になるのかね、これが自問自答しても全然わか
らない、この実証研究はぜひやってもいいという
いう声がございました。これは実は行政と税制だ
けではなくて一つは流通が絡んでおりますから
産業経済の多くのひだひだまで触れた相当の知識
と経験がないとできないんですね。これは仮に納
税コストの問題に踏み込んでまいりますとより
はつきりするわけです。そこで既存の財政制度
審議会とか何かということだけのことでよろし
くも無理なんでありまして、そこで今度やはり思
い切つて新しい機能の検討機関をつくらなければ
やっぱ無理なんではないかという私の意見を添
えて、御所見を伺います。

あわせて、実はこの実証研究をやりたい、これ
はある人によつてはシミュレートというしやれた
言葉を使つておるんですが、そうなんですよ。
さあ、それが政府の権威を持つて臨んだとして何
カ月あればできるのではありませんか。前回の売
上税のときのように、法人税の減税分の半分が個
人に帰着するとか、ああいう粗っぽい議論はも
う御免でありまして、きちんとした実証研究で示
してもらいたい。これは人によつては一年かか
つても政府でできるかどうかではあるまいかと言
ておりました。これは権威を持つて言つたわけ
ではないでしょうが、私もそういう仕事ではない
かとひそかに感ずるんです。このことと、ことし
の秋には成立を図りたいと世に伝えられていま
るといかに平仄が合わないのではありませんか。こ
点につきましても国民が納得して初めて税制は成
立つのでありまして、余りことしの秋にと思い詰
めてしまふと、結局拙速のそしりを免れない
のではないかと思います。

以上につきまして御所見を伺います。
○国務大臣(竹下登君) 最初御指摘なさいました
高齢化社会の青写真、あるいは国、地方の行政改

革。高齢化社会の青写真というのを描いてきま
す。現行の制度、施策をそのままに置いたらこの程
度の二十一世紀には歳出増が出てまいりますと
か、それらは現行の制度、施策をそのままに置
くというふうな、あるいは経済成長率を四%なら
四%に前提を置くというふうな一定の前提を置
いた数値というものは国会の要求において作業し
ながら出ておりますが、これはこれなりにやるべ
きことだし、一方、行政改革によつてのいわゆる
人員削減計画とか総定員法に基づく問題などにつ
いては、これもベースアップを何ばに見るかとい
うこともありますが、この程度の減が生じますと
かいうような計算は一定の前提を置けば可能であ
る。

それで今度、今おっしゃつたのは、売上税の
ときに中堅のこれぐらゐな人は間接税の余計支払
う分がこれだけでできまますが、結果においてこ
れだけのものが所得税減税で出てきて、さらにそ
れが法人税等の減税が物価の安定によつて幾ば
か出るといふような点、それが大変アバウトなも
のだったという御指摘だやうと思つております
が、シミュレーションをやつてどの程度のもの
が出ますかちやうと専門的知識がありませんが、
いわゆる御提言としては私もおっしゃつていま
味はわかるような気がいたします。

○野末陳平君 最初に、総理府の汚職のことにち
つと触れたいんですが、先ほど多田委員の
質疑にもありましたけれども、これは政府の広報
関係の予算が大いにかどうか、これについては
いろいろ判断が違ふと思うんですが、最近、私の見
る範囲においては、総理府だけではありませんが、
政府関係の広報は非常によくなつてきているん
ですね。工夫の跡が以前に比べればはつきりわか
りますし、それから内容もかなりよくなつていま
すが、ただ、PR効果がどのぐらゐかというこ
とになるとこれはなかなか難しいので、そこまで
望むのは無理かもしれませんが、しかし効果があ
るにこしたことはありません。ですから、内容
的にはまずまず努力しているかと評価していいと

思ふんです。

問題は、今回こういう事件が起きたことと関連
があるんですが、政府関係の仕事というのをビ
ネスという面から見ますと非常にここには競争原
理が働いていないことと、マージンがかなり大き
くて、まあ率直に言ひましてもうかる仕事とい
うか、おいしいビジネスなんです。となると、い
ゆる政府側はスポンサーになりますから、現場の
担当などは当然民間レベルのスポンサーと代理店
それから媒体との関係で、スポンサーがいふん
な点で陥りやすい誘惑があるんですけれども、ま
さにそこら辺に現場担当者が姿勢を正していかな
いと、今回の話は氷山の一角だと、こういうふう
に僕などは思つておるんです。

ただ、この企画から制作については、皆一生懸
命やつて国民の金をむだにしないようにと、や
や宣伝臭くて反発買うところもありますけれども、
そこらはいんです。むしろ発注から取引、営業
のそのあたりの実態をひとつ見直さないと、やは
り利権と言われないまでも、かなりその辺がいろ
いろな問題がある。現にはかにもあると思ふん
です。そこで総理、今回の事件をきっかけに、どう
しようかね、この政府関係の広報の仕事は扱う
人たちの実情を少し洗い直すというか、見直して
みるというか、その辺をきちつとする方向で指示
を出されたいかかと思ふんですけれども、どう
でしょう。

○国務大臣(竹下登君) 公務員は国民全体の奉仕
者であるという立場から、今回は遺憾なことでご
ざいまして、したがつて、昨日報告を受けまして、
事務担当の石原房副長官がそういう監視と検討
と両方のチームをつくりまして、早速これに取り
かかると言つておりました。それが一面、今お
っしゃつたようなことに対する方向で動き出した
というふうにも私も感じておるところでございま
す。
○野末陳平君 いずれにしても、発注、営業、取引
というそのあたりに権限が集中するとまずいん
ですけれども、余計なことは言ひませんので、成果

が上がることを願っておきます。

さて、税制改革なんですけれども、例えば間接税でも総論賛成で各論反対、こういうことが今後予想されるし、あるいは不公平税制も世論調査を見ればどれも間違いなく不公平税制が先だという声でまとまっているんですが、この不公平税制もいわば総論賛成で、各論でそれぞれ既得権を奪われる段階になるとまたいろいろな文句が出てくるだろう。現に法人税もどうなるやらちよつとわからぬと。本来、法人税制の中にある優遇措置あるいは租税特別措置などかなりこれを削って、大蔵大臣は課税ベースを広げてということをしよつちよつおつしやつていたんですけれども、これも果たしてどういう具体的な国民の目に見える形で今度法案に盛り込まれるやら、余り期待できそうにないような雲行きになったりして、まあ非常に心配はしているんです。

そこで、総理にお伺いしたいんですけれども、この不公平税制というのは、百点満点の答案とというのは無理だろうと、またそれを願うのは短時間でできる話ではないんですけれども、少なくともまあ合格すれすれというぐらいの答案を出してもらわないと、秋の抜本改正というのは国民に受け入れられないだろうと思うんですよ。ですから、当然間接税を受け入れてもらう前提にこの不公平税制というものがありますから、僕は具体的に総理がどの程度までの切り込みを願望しておられるか、もうそれすらも予見になるからとおっしゃいますが、少なくとも中間答申に出た段階でお聞きしたいと思うんですよ。

そこで最初、国民がよく言う不公平税制は、当然のことながら医者と宗教法人と大企業と政治家とこう一応なっていますけれども、この医者の場合でも地方税における事業税の非課税、これを撤廃しろということになっていますが、これについてはどういう形で改正案には盛り込めそうですか。

○國務大臣（竹下登君） 私も、中間答申というものの範囲内で、やっぱり指摘されたものについて

は詰めた議論をしていただいて成案を得るべきも

のだというふうを考えております。基本的には。○野末陳平君 それから、法人税は先ほども質疑に出ましたけれども、具体的には法人税における優遇あるいは租税特別措置、いわゆる各種引当金基金の問題なんです。何か全くこれも結果的には手つかずで温存されたまま法人税率の引き下げと、こういうことになりにかねない。そんな感じもするんですが、これはどう考えても少しおかしい。ですから、これは大蔵大臣がもうたびたび言明なさつたことです。やはり課税ベースを広げるといふことで優遇に対して切り込みの何らかの手を打たざるを得ない。この辺についてはどうでしょう。○国務大臣(竹下登君) 引当金の問題につきまし

でも、中間答申というのをやっぱり基準に置いて、これからさらに詰めていくべきものじゃないかなというふうに思っております。基本的には、おっしゃいましたように、やっぱり行政改革は天の声だというようなのが新聞にずっと出るようになって、税制改革は天の声だというようになかなかならぬのは、やっぱり総論賛成、各論反対と申しますが、そういう心理というものが存在するからじゃないかなと思いますので、合格すれすれとおっしゃいましたが、精いっぱいのやっぱり努力はしていかなきやならぬなというふうに思っております。

○野末陳平君 前回子算委員会でも言いましたとおり、結局不公平税制というのは、既得権を受けているところから既得権をはぎ取るわけですから、どうしても反対が出てくるけれども、結局その声に反対に押されちゃうと何ら是正にならないということなんで、頑張ってもらいたいと思うんですけれども。

それから、もう一つの宗教法人ですけれども、結局あれば、ちよつと中間答申は僕も詳しいんですけども、要するに今回は法人税率、中小企業の軽減税率を引き下げるけれども、公益法人の方は引き下げないというところで差が縮まったと、ここらを不公平是正と勘違いしているような

んです。あるいはそれを主張しているのか、とよく見えるのですが、どうもその辺もおかしいと思うんですけれども、これはどうでしょうね。これだけでなくて、これを含めまして、宗教法人というものが不公平な税制の恩恵を受けていて、納税者にかんがりの反感を買っている。この事実について、これをどういうふうには是正するかという点では、総理の願望はどうでしょうかね。

○國務大臣(竹下登君) いささか専門的にわたりますのでお答えにあるいはならぬかもしれません。が、實際問題として、私も従来からいわゆる収益事業というものの限界、言ってみれば心に対して課税するというのはなかなか困難だと。私は出雲でございまして、出雲大社へ行ったら、ある人から、いやここで結婚式の披露宴もやります、しかしやはりあそこでやりたいなという心があるから、それであつと軽減税率になっておりますと、こういう説明を聞きまして、なるほどなと思つたこともございました。その心の問題は別として、いわゆる収益事業等々についての問題というのは、やっぱり厳格にやられるべきものであります。

が、元来、宗教法人というのは心の団体でございますから、本当は不公平が存在しておつてはいけ
ないなど。むしろ宗教法人を、いつかも野末さん
の御議論にもありましたように、買つてきて別の
事業体をつくるというような風潮そのものがまさ
に間違ひで、そこからは正しなきやならぬもん
じやないかなと。元来、宗教というのは聖なるも
のであると私は思っておりますだけに、そんな氣
がいたしてしようがございません。

テイーの問題もある、政治資金の問題もある。結局これは納税者に納得してもらえないならば、やはりこれはこういう既得権の幾つかは捨てるといひますか、削るといひますか、血を出すというところを見せないと、これまた税制改革ではこゝだ、けがまたまた政治家は勝手に自分たちの都合のいいことだけは残しておいて、我々に悪いところを押しつけてという反対の理屈に結びつきやすいですね。それで、こういうばかなことをして税制改革にけちがつくよりも、僕はやはり政治家も既得権のどれかは少なくともメスを入れる、不公平税制を直すという建前からやるべきだと、こう思っているんですよ。

そこで、もう時間がないんですけれども、例えば総理が、大蔵大臣も派手にパーティーをなさいましたけれども、あのパーティーに税金をかけるといってもなかなか考えたって難しいですね。やはり税の立場から、どういう税金がある、それよりも税金ではないが、そのうちの一部だけでも社会に提出するような形で何か知恵が絞れないかと、そんなようなことを考えるんですがね。ですから、何と何を課税しろということじゃありませんで、これは正しいんだから、政治家は特別なんだからということではやはり既得権を温存する、あるいはほかふりをして過ごすというのは、今回の抜本改革を前にして非常にマイナスイメージになるとこれを痛切に感じますので、これについて御所見を伺って終わりにしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 一つは、いわゆる政治家といひますか、あるいは国会議員の、例えばこの特權とでも申しますか、そういう問題につきましては、今の野末さんの政治家としてのお考えというのはそれなりに承らなきやいかぬことでございますが、まさに院の相談でお決めたことになって、役所も余り査定しないでという性格のものでございまして、それはその院の協議にゆだねるべきでございましょう、行政府の側から申しますならば、それから、今のパーティー券の問題でございまして、私の所属いたしております自由民主党の中

においても選挙制度調査会の中であるこの議論をされて、時たま新聞にもにぎわしておるわけでございますけれども、これらに対して主権団体を少なくとも政治資金規正法届け出団体にならうとか、あるいはその明細をどのようにしようかというふうな検討がかなり込み入ってなされておるようについております。今の御提言のありましたように問題についても、恐らくは議論の対象として一部議論がなされておるのではないかと、このように思っております。

○委員長(村上正邦君) これにて本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○総務大臣(竹下登君) どうもありがとうございます。

○委員長(村上正邦君) 御懇切なる御答弁、感謝いたします。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○志吉裕君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

既に成立している昭和六十三年年度予算は、我が党がさきに本会議の討論の中で明らかにしたように、国民生活に背を向け、財政本来の役割を失ったものであります。

本法律案は、その予算に見合った財源の不足分を特例公債の発行や健康保険に対する国の負担を停止することなどによって調達しようとするものであります。歴代自民党政府の政策や財政運営の失敗のツケをこのように後世にわたる国民一般の負担や保健事業などに回すことは到底容認できないところであります。

政府は、みずから招いた財政の危機に対処して、昭和五十五年以来「財政再建」を標榜し、「財政の対応力回復」を掲げて、国民の暮らしや社会資本の整備などに多大な犠牲を強いながら、例年

のように法律をつくっては特別の財源を調達してきたのであります。その額は既に特例公債七十二兆円を含め、八十六兆円に達したのであります。かくて国債の発行残高は、赤字国債を含み百六十兆円を超え、GNPに占める債務の比率は世界一位に達し、仮に六十五年に特例公債の発行を停止したとしても、その返済には西暦二〇四九年、昭和百二十四年までを要するという財政事態に陥っているものであります。

私は、このような無秩序で緊張感のない財政運営を免罪にして、新たな財源調達を図ることに同意することはできないのであります。

昨年以來景気が上昇に転じ、税収が予想を超えて上回ったことから、昭和六十五年に特例公債の発行を停止するという当面の財政目標が達成できる可能性が強まったとされております。だが、それはしばしば明らかにしたように、後年度への負担繰り延べなどの虚構に立つものであり、目標に対する財政努力の成果として手放して喜べるものではないのであります。

また、景気の局面を仔細に見ると、税収の好調さには経済政策や財政運営の確きよりも、むしろ失敗が招いた地価高騰やマネーゲームの側面が見られることに注意を払う必要があります。

その当否の判断はしばらくおくれとしても、当面六十三年度として六十三年度において相当規模の税の増収が期待でき、一つの財政目標が達成可能な状況のもとにおいては、当然次の目標が設定されるべきであります。にもかかわらず何らの構想も示されないことは、依然場当たり的な財政運営とのそしりを免れず、的確な財政運営の目標も設定のないままにひたすら税制改革、すなわち新消費税の導入によって安定的な増収装置だけを手に入れようと狂奔する政府、大蔵当局の姿勢を糾弾するものであります。

相当額の前年度税収増が見込める現段階においてなお意図的に額を明示せず、剰余金の精査もないまま財源の調達手段だけを議会の同意を求めるというやり方は、白紙に借金の保証人としての判

を押せと言うに等しく、法律案の出し方として遺憾であります。

以上をもって反対討論を終ります。(拍手)

○大浜芳雄君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっており昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、賛成の意を表明いたします。

現下の我が国財政は、国債の累増により国債の利払い費が歳出予算の二割を占め、政策的経費である一般歳出を極力抑制しなければならぬなど、依然として厳しい状況にあります。

このため、六十三年度予算においては、引き続き歳出面において既存の制度、施策の見直しなど徹底した節減合理化が行われておりますが、一方において内外からの内需拡大要請に配慮し、NTT株式の売り払い収入を活用することにより、高い水準の一般公共事業費を確保するなど、限られた財源が重点的、効率的に配分されており、適切な対応であると考えます。

幸い、我が国経済もようやく上昇局面を迎え、税収が好調に推移しており、六十五年までに特例公債依存体質から脱却するという努力目標を達成できる見通しが立つようになりました。

しかしながら、このような厳しい歳入減入局面からの見直しにもかかわらず、六十三年度において適正な財政運営を期するためにはなお財源が不足するため、本法律案によって、特例公債の発行、国債費の定率繰り入れの停止等の措置を講ずることとは、いづれも必要にして、やむを得ないものと考えます。

まず、特例公債の発行については、なお三兆一千五百十億円が予定されておりますが、前年度当初に比べ、一兆八千三百億円減額されております。

この結果、本年度の建設国債を含む公債依存度は、一五・六％と特例公債の発行が始まった五十年以降最低の水準に引き下げられたことに、政府の努力を高く評価するものであります。次に、国債費の定率繰り入れについてであります。

すが、国債の償還財源に充てることが制度的に確立しているNTT株式の売り払い収入により、現行償還ルールに基づく公債の償還に当面支障は生じないと見込まれることから、これを停止することとは、必要かつ適切な措置であると考えます。仮に、定率繰り入れを行うとすれば、その財源は特例公債に依存せざるを得ないからであります。

また、政府管掌健康保険事業に係る国庫補助の削減についてであります。この措置を実施しても、政管健保の事業運営に支障の生じないことが見込まれ、仮に将来、保険事業の適正な運営に困難な事態が生じた場合には、補助金の減額分の繰り戻しを行うなど適切な措置を講ずることとされております。

以上、本法律案に対する賛成意見を申し述べましたが、今や、国民的課題となっている財政改革の推進は、今後急速に進展する人口の高齢化や、国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、また、我が国将来の発展にとっても、極めて重要な意義を有するものであります。

政府におかれましては、引き続き、国民の理解と協力を得て、国、地方を通ずる行政改革に積極的取り組み、歳入面におきましても、税制の抜本改革との関連に留意しつつ、財政の対応力の回復に、万全を期されるよう強く要望して、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○多田省吾君 私は公明党・国民会議を代表して、昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

反対理由の第一は、真実の財政再建から全くほど遠いということであり、すなわち、表面的には景気回復や土地暴騰、財テクブームなどで税収が上がり、またNTT株式の売却収入等を利用して六十三年度の赤字国債発行限度額は一兆八千三百億円減額して三兆一千五百十億円となり、六十五年度赤字国債ゼロに近づいたとされております。しかし、その実態を見ますと、相対したマイナ

スリーリングのもとで福祉、文教予算初め中小企業対策予算等が全く圧縮され、また一般会計から五十七年度以降、特別会計へのツケ回しや後年度負担の繰り延べは地方への負担押しつけを含めて少なくとも十一兆三千五百億円に及び、そのほか国債整理基金特別会計への定率繰り入れ停止分が十二兆九千億円にも及んでるのであります。これでは全く見せかけの財政再建にすぎず、今後の対応はまことに厳しいものが予想されるのであります。

第二には、六十三年度においても国債償還のための繰り入れを停止しており、償還財源としてのNTT株式の売却収入にも限度があり、今後の減債基金制度は非常に厳しい状況にあることであります。すなわち六十八年度以降には定率繰り入れを三兆円近く再開せねばなりません。

また第三には、今後の財政の立て直しを大型間接税の導入によって行おうとする意図があらさまに示されていることであります。

本来の財政再建は、不公平税制の是正や積極的な行政改革、補助金の整理などによって行うべきであります。その取り組みを怠り、逆進性が強く国民に大きな負担を強いる大型間接税の導入を画策していることに強く反対するものであります。

最後に、内需拡大を著実に進めるためにも与野党で合意した六十三年度の所得税等のこの減税を、税制抜本改革と切り離して、速やかに実施すべきことを強く要求いたしまして私の反対討論といたします。(拍手)

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、昭和六十三年度の財政運営に必要な財源確保特別措置法案に反対の討論を行います。

今日の財政危機の根本原因は、石油危機以来、政府・自民党が、財界の要求に沿い、極めて無謀な国債大量発行による財政ばらまき政策を強行したことにあると見ます。

さらに、中曽根・竹下両内閣が、「財政再建」と称してこの六年間に進めてきた臨調行革路線のもとで、軍事費四三・一％増、経済協力費四四・八％

増など、軍拡、大企業奉仕の歳出は異常突出させる一方、科学技術振興費を除く文教費〇・七％減、中小企業対策費二一・八％減、食糧管理費五四・七％減など、まさに福祉、教育、国民生活関連予算の軒並み大幅切り捨てを強行し、その結果、我が国財政の借金体質は一層拡大、深刻化し、再建どころかまさに破綻に至つたのであります。

本法案に反対する理由の第一は、このような重大な財政破綻をもたらした政府・自民党と財界の責任を棚上げし、そのツケをNTT株売却など、国民の財産の食いつふしと、膨大な量の赤字国債の恒常的な発行や借りかえなどで、現在及び将来にわたって、全く責任のない国民に転嫁し、乗り切ろうとするものだからであります。

反対理由の第二は、本法案による三兆一千五百十億円の赤字国債の発行や二兆八千八百六十億円の赤字国債償還の発行は、国民本位の財政再建に背を向けた当面を糊塗する安易な財源確保策であり、財政危機を一層拡大深刻化させる根本原因であるとともに、元金償還を先送りして当面の負担を軽減するものの、将来にわたって国債残高の累増と利払い費の急増をもたらす、二十一世紀に向けて財政危機の圧迫を不可避にするものだからであります。

政府は、最近の金余り現象を背景にした財テクや土地投機など脆弱な税収増の好調持続、NTT株の円滑な売却、国民生活切り捨て型のより厳しい歳出抑制などを前提として、昭和六十五年赤字国債償還依存体質からの脱却という財政再建目標は達成可能と述べています。しかし、これが仮に達成できたとしても、昭和六十五年度末で百六十八兆円に上る膨大な国債累積残高、財政再建の口実のもとと本来一般会計で負担すべきものを地方自治体や特別会計にツケ回してきた過去七十年間の繰り延べ分の累積額約十一兆三千四百五十二億円、国の歳出繰り延べに当たる過去七十年間連続の国債整理基金への定率繰り入れ停止措置の累積額約十二兆九千億円など、我が国財政の借金体質は膨れこそすれ、いささかも改善されないものであります。

反対理由の第三は、四年連続の政管健保への国庫補助削減は、健保大改悪による受診抑制と患者負担増による黒字の発生を安易に国庫に押し上げるもので、断じて認められないからであります。

反対の理由の第四は、本法案がアメリカ・レーガン政権の世界戦略に追随しGNP一％枠連続突破の歯どめなき大軍拡の推進、民活の名による大企業奉仕の拡大、福祉・教育など国民生活関連予算の大幅削減、異常円高は認・経済構造調整の名による石炭、農業、中小企業等の切り捨てなどを強行し、公約違反の大型間接税導入を意図する昭和六十三年度政府予算案の財源対策だからであります。

以上の理由により、本法案に断固反対であることを表明し、討論を終わります。(拍手)

○栗林卓司君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対して反対の討論をいたします。

準憲法規範とも言うべき財政法では、国の歳出は公債または借入金以外の歳入をもつてその財源としなければならぬことを定めております。これは財政が厳守すべき基本的秩序であります。この基本的秩序に背馳するがごとき特別措置は、正常な神経の持ち主であれば到底耐え得るものではありません。

しかるに、特別措置の国会提出になれてくるに従って政府当局はもう何も感じなくなってきたのでありましようか。なればど怖いものはありません。

今、百六十兆に及ぶ借金が子孫の世代にのしかかっております。急ぐべきは今の世代のうちに借金残高を減らすことであります。その手段が今の世代の国民に対する増税であることは論ずるまでもありません。生涯懸命を信条とされ、率直に増税の必要性を国民に問いかれた大平元総理を今心から懐かしく思い、かつ評価する一人であります。

政府は今こそ財政の基本的秩序の原点に立ち戻るべきであります。もし政府が国民に増税を問ひかければ、国民から発した激しい指弾のあらしが政府と国会を襲うであらうでしょう。しかし、それに耐えることが、そして行政と国会が自己浄化に努力の限りを尽くすことが求められていることではないのでありましようか。

以上申し上げて、私の反対討論を終わります。

○委員長(村上正邦君) これにて討論は終局したものと認めます。

これより昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、志苦裕君から発言を求められておりますので、これを許します。志苦裕君。

○志苦裕君 私は、ただいま可決されました昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、自由民主党・日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブ・税金党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一 我が国経済の安定的発展と国民生活の質的向上を期するため、引き続き徹底した歳入・歳出両面における見直し、特に、歳出における施策の優先順位の選択を一層厳正に行い、可及的速やかに特別公債依存体質からの脱却を実現するとともに、財源対策としては、中長期的観点からの対応を図り、財政の健全化

をすすめること。

一 今後とも公債に対する国民の信頼の保持に万全を期するため、その償還に支障なきよう、所要の償還財源の確保に努めるとともに、日本電信電話株式会社株式売却収入による資金の社会資本整備への活用にあたっては、国債整理基金の円滑な運営に支障が生じないよう十分配慮すること。

一 直面する内外経済情勢に対応し、我が国の均衡と調和ある経済発展を図るため、引き続き財政・金融政策の運営に当たっては適切かつ機動的に対処すること。

一 為替相場の我が国経済に与える影響が極めて大きいことに配慮し、今後とも各国との政策協調等を通じて、安定した為替相場の実現に努めるとともに、円高メリットが国民生活の向上に十分反映されるよう配慮すること。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(村上正邦君) ただいま志吉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よって、志吉君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(村上正邦君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行は、開発途上国に対する開発援助を促進する上で中心的役割を果たしている機関であります。

先般、世界銀行において、我が国を含む一部の加盟国の出資額を増額する総務会決議が成立し、我が国の出資シェアは五・一九%から六・六九%に引き上げられることとなりました。政府は、開発途上国の社会、経済開発における世界銀行の役割の重要性にかんがみ、同行の活動を積極的に支援するため、この決議に従い、追加出資を行うこととしております。

本法律案の内容は、政府が同行に対し、十一億七千九百六十万協定ドルの範囲内において追加出資を行うことができるよう、所要の措置を講ずるものであります。

以上が、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上正邦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は次回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

昭和六十三年五月三十日印刷

昭和六十三年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局